

12 健康づくり

超高齢社会を迎えた横浜が、これからも活力あふれる街であるためには、たんに寿命を延ばすだけでなく、その内の健康な期間「健康寿命」を延ばす取組が非常に重要です。

1 健康横浜 21

横浜市では、平成 13 年 9 月に、健康増進法に基づく市町村増進計画である「健康横浜 2 1」を策定し、生活習慣病の予防に重点をおいて健康づくりの取組を進め、その評価・課題を踏まえ、平成 25 年 3 月に 10 年間の横浜市の健康づくりの指針となる「第 2 期健康横浜 2 1」を新たに策定しました。

健康寿命を延ばすには、高齢期の健康づくりだけではなく、生涯にわたりライフステージに応じた健康づくりを継続して行うことが大切です。併せて、健康に関する知識の普及・啓発に加え、一人ひとりが生活の中で無理なく健康づくりを行えるよう、個人を取り巻く家庭、学校、職場など地域全体でサポートするような環境を整えることが求められています。

(1) 策定の趣旨

ア 「第 2 期健康横浜 2 1」が目指す健康づくり

「健康」の概念は広く、感染症等の疾病やこころの健康などさまざまな課題がありますが、市民の最も大きな健康課題の 1 つである生活習慣病に着目し、今後 10 年間の横浜市の健康づくりの指針となる第 2 期健康横浜 2 1 を策定します。

イ 計画期間

平成 25 年度から平成 34 年度まで

ウ 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

エ 基本目標

10 年間にわたり健康寿命を延ばします。

オ 取組テーマ

○生活習慣の改善（「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の 5 つの分野から、生活習慣の改善にアプローチします。）

○生活習慣病の重症化予防（がん検診・特定健診の普及を進めます。）

カ 第 2 期計画を推進する視点

健康づくりに関する意識・知識を行動につなげる取組をいっそう効果的に進めるため、3 つの視点で計画を推進します。

(ア) ライフステージに合わせた取組

育ち・学びの世代(乳幼児期～青年期)、働き・子育て世代(成人期)、稔りの世代(高齢期)

(イ) 「きっかけづくり」と「継続支援」を踏まえた取組

(ウ) 人口構造や世帯構造、疾病状況、社会資源等の区の特性を踏まえた様々な関係機関・団体と連携した取組

(2) 横浜市民の健康づくりを取り巻く現状

ア 市民の死因の 6 割をがん、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が占めており、脳血管疾患については、要介護状態となる最も大きな原因疾患となっています。

イ 人口の高齢化の進展により、生活習慣病のリスクはますます増加すると考えられます。

ウ 未婚率の増加や単身世帯の増加など世帯構造の変化により、要介護者が増加した場合の社会的な負荷が高まると考えられます。

(参考) 横浜市民の平均寿命と健康寿命*

	健康寿命 (H28年)		平均寿命 (H28年)	
	男性	女性	男性	女性
全国	72.14年	74.79年	80.98年	87.14年
神奈川県	72.3年	74.63年	81.61年	87.55年
横浜市	71.52年	74.48年	81.37年	87.04年

*健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいいます。

*横浜市の健康寿命、平均寿命以外は平成30年3月9日 厚生労働省発表のデータです。

(3) 行動目標と取組について

ア ライフステージ別行動目標

		育ち・学びの世代 (乳幼児期から青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	稔りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかり食べる	野菜たっぷり・塩分少なめ バランスよく食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかり噛んで食後は 歯磨き	定期的に歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日楽しく からだを動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く、外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠とってしっかり休養	
生活習慣病の重症化予防			定期的にがん検診を受ける 1年に1回 特定健診を受ける	

イ 取組に対する考え方

- (ア) 地域や対象となるライフステージの特性を総合的に捉え、重点的に取り組む行動目標を設定することや、複数の行動目標を組み合わせることで、効果的に取組を進めます。
- (イ) 健康づくりを意識しなくても健康により行動を取れる機会づくり等、健康づくりの広がりのための工夫を行います。

(4) 計画の推進体制

ア 健康づくりに係るさまざまな団体や専門家からなる健康横浜21推進会議を設置し、各関係機関が相互に協働しながら具体的な取組を増やしていきます。

イ 新たに、健康横浜21庁内連絡会議を設置し、関係部署が市民の健康づくりに関する情報の共有化と連携を高めるとともに、必要に応じて横断的な取組を推進しています。

(5) 計画の評価

ア 評価スケジュール

計画期間の中間年にあたる平成 29 年度には中間評価を、平成 33 年度には取組の最終評価を行います。

イ 評価方法

(ア) 基本目標である健康寿命の変化をみるとともに、目標値を設定した行動目標指標 (26 項目) の変化を確認します。

(イ) 取組のプロセスも含めた総合的な評価を行うため、生活習慣病に関連する疾病状況や身体状況、生活習慣、意識・知識、社会環境に関するデータを、モニタリング項目 (81 項目) として設定し、行動目標と併せて進捗状況を確認します。

2 健康教育

(1) 横浜市健康づくり月間事業

市民と行政が連携し、生涯にわたる健康づくり運動を推進する目的で、毎年 9～11 月に開催しています。昭和 36 年から実施し、平成 29 年度で第 57 回を迎えました。

各区の福祉保健センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民団体等で構成される実行委員会等が中心となり、講演会、健康相談、歯科相談、体力測定、食品衛生相談、ウォーキング、動物飼育相談や展示等の地域の健康づくり啓発活動を実施しています。

- ・平成 29 年度各区行事参加者延数 67,702 人
- ・全市一斉健康相談者数 (市医師会委託事業) 1,957 人

(2) 健康手帳の交付

健康診査の記録、受診の記録やその他生活習慣病の予防などのために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てられるように、40歳以上の市民で希望者に交付しています。市医師会加入の医療機関及び福祉保健センター窓口等で交付しています。

年度別健康手帳交付数

年 度	計	福祉保健センター等交付数	医療機関交付数
平成 27 年度	5,662 冊	1,261 冊	4,401 冊
平成 28 年度	5,645 冊	1,160 冊	4,485 冊
平成 29 年度	5,647 冊	1,077 冊	4,570 冊

(3) たばこ対策事業

喫煙は、がん・循環器疾患の危険因子であると同時に、ニコチンの依存性や受動喫煙の危険性が指摘されており、個人の嗜好にとどまらない健康問題となっています。

平成 15 年 5 月 1 日に施行された、健康増進法により、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙の防止措置を講ずる努力義務が課せられています。

市民の健康を守る立場から、受動喫煙防止を含むたばこ対策を積極的に行う必要があると考えており、各区福祉保健センターにおいて、たばこに関する正しい知識の普及啓発や禁煙相談、小中学校等と連携した未成年者への喫煙防止教育等を実施しています。

実施状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等
防煙対策 (* 1)	43	4,741 人	230	14,009 人	397	16,796 人
受動喫煙対策 (* 2)	69	13,649 人	553	34,016 人	115	33,317 人
禁煙支援 (* 3)	615	157 人	112	100 人	119	119 人

(* 1) 未成年者及び女性の喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止対策

(* 2) 受動喫煙の影響の排除及び減少対策

(* 3) 禁煙希望者に対する禁煙サポート対策、節度ある喫煙を促す対策

※実施回数、参加者数等の増について

平成 28 年度より、各区で実施される防煙対策・受動喫煙対策の啓発イベント来場者数やチラシの配布数等も含んだ計上方法に変更したため、増となったものです。

(4) 生活習慣改善相談

市民を対象に生活習慣病等に関する個別相談を実施します。(平成 20 年度から実施)

年 度	実施回数	参加者数
平成 27 年度	636 回	1,889 人
平成 28 年度	582 回	1,110 人
平成 29 年度	786 回	3,265 人

3 栄養改善

栄養改善・健康増進にかかる各事業は、健康増進法、地域保健法、母子保健法、食育基本法、栄養士法等に基づき行われています。市民が、生涯を通じて健康に過ごすためには、個々人に適した生活習慣を確立していくことが重要であることから、ライフサイクルに応じた健康教育を実施しています。

また、特定給食施設に対する施設指導や食品の表示等に関する業者指導等を行っています。

(1) 健康増進事業

ア 栄養・健康相談及び指導

市民を対象に、健康増進や疾病予防など、年齢や身体状況、生活環境に応じた栄養・健康相談及び指導を実施しています。

栄養・健康相談及び指導状況（平成 29 年度実績）

対象者等	指導回数	指導人数等
4 か月児	463	27,941
1 歳 6 か月児	505	28,781
3 歳児	483	29,747
その他乳幼児（集団）	878	24,386
その他乳幼児（個別）	-	1,021（件）
離乳食教室	259	4,684
乳幼児食生活健康相談	-	960（件）
母親教室	205	3,598

その他妊産婦（集団）	7	59
その他妊産婦（個別）	-	34（件）
その他健康相談（個別）	-	1,042（件）

イ その他の健康教室

区独自の健康教室や、地域、学校等からの依頼による講習会を開催しています。

その他健康教室実績

	開催回数	指導人数
平成 29 年度	365	18,476

(2) 食生活等改善推進員関連事業

ア 養成事業

食生活改善を中心とした地区組織活動に参加する食生活等改善推進員を養成することを目的に、食生活等改善推進員養成講座を各区福祉保健センターにおいて開催しています。

また、全市における合同研修会も開催しています。

食生活等改善推進員養成事業実績

	開催回数	延参加者数	参加実人員	修了者数
平成 29 年度	144	2,484	366 人	316 人

(再掲) 全市合同研修会（食生活等改善推進員全市合同研修会）開催状況

日程	参加者	内 容
平成 29 年 12 月 5 日	506 人	講演 「老化を早めるシニア世代の栄養失調！はじめよう 10 食品群チェックシート」 講師 東京都健康長寿医療センター研究所研究員 学術博士 熊谷 修氏

イ 地区組織活動支援事業

健康横浜を推進するため、ライフサイクルに応じた普及啓発活動として市民の健康づくり事業を行っています。また、食生活等改善推進員養成講座修了者から構成されている横浜市食生活等改善推進員協議会が中心となって実施する、食習慣の改善を中心とする地域の健康づくり活動を支援しています。

参加者の状況（平成 29 年度実績）

		開催回数	参加者数
市民の健康づくり推進事業 （ライフステージ別健康づくり事業）	育ち・学び世代	72	3,681
	働き・子育て世代	72	2,758
	稔り世代	72	2,291
その他地区活動		129	12,041
研修会等		1,898	22,099

(3) 特定給食施設指導

学校・事業所・病院等の給食施設が健康増進法に基づき給食利用者の健康づくりが図れるように適切な栄養管理を行うための研修会や巡回指導等を実施し、必要な知識・技術の普及啓発を行っています。

給食施設指導件数（平成 29 年度実績）

	件数
総数	3,068
特定給食施設で栄養士のいる施設	944
特定給食施設で栄養士のいない施設	156
その他の給食施設で栄養士のいる施設	826

その他の給食施設で栄養士のいない施設	344
--------------------	-----

* 特定給食施設とは、特定かつ多数のものに対し、継続的に1回100食以上、又は1日250食以上の食事を提供する施設をいいます。

(再掲) 研修会開催状況

名 称	日 程	参加施設	内 容
全市合同給食施設 栄養管理研修会	平成 29 年 11 月 22 日	199 施設	講演「生涯にわたる肥満予防とその対策」 ～小児期からの肥満対策の重要性～ 講師 東京家政学院大学 教授 原 光彦 氏
各区給食施設栄養 管 理 研 修 会 等	通年 (計 18 回) ※ブロックごと に 3 回	687 施設	講演、事例発表、話し合い等

(4) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づく国民健康・栄養調査は、国民の健康状態、生活習慣の状況、栄養摂取量を把握し、健康との関係を明らかにする基礎資料として役立てています。平成 29 年度は、横浜市内 9 地区 163 世帯 382 人に対して調査を実施しています。

(5) 特別用途食品、保健機能食品、食品の栄養成分表示及び広告の普及・指導

健康に対する関心の高まりにより、食品に求められる機能や情報が複雑多様化しています。食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう市民や業者に適切な情報の普及・指導等を行っています。

また、食品の栄養成分表示、健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示等の禁止等表示の適正化を図るため、普及啓発を行っています。

食品の栄養成分表示等に関する普及・指導件数（平成 29 年度実績）

	開催回数	指導人数	件数
市民に対する普及啓発（再掲）			
集団指導	290	6,800	-
個別相談	-	0	-
業者に対する指導及び相談			
特別用途食品・栄養機能食品	-	-	4
栄養成分表示・広告	-	-	142
外食栄養成分表示	-	-	156

4 よこはま健康アクション

(1) 健康経営企業応援事業

市内企業に対して「健康経営」の考え方を普及するとともに、推進するしくみを構築し、横浜市全体の健康づくりを増進していきます。特に、従業員の健康管理や健康づくりに関するノウハウがなかったり、取組が進まない中小企業等については、業種・業態で異なる健康課題に即した具体的な健康づくりの取組を提供することで「働く人」の健康づくりを推進しています。

		27 年度	28 年度	29 年度
健康経営の 概念普及	健康経営セミナー	実施回数	14	9
		参加企業数（社）	2,420	1,155
			6	1,150

健康推進員の養成	よこはま企業健康推進員	参加企業数累計(社)	196	232	541
		新規	169	63	309
健康経営の推進	横浜健康経営認証	認証事業所数	-	28	57

(2) 生活保護受給者等の健康支援事業

平成 25 年 12 月の生活保護法一部改正により、「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、平成 26 年度より保護及び保健担当部署が連携して、横浜市健康診査を活用した生活保護受給者への「健康管理支援」を 18 区で行っています。27 年度からは、対象を新規の保護受給者にも拡大しました。また、「受療状況改善支援」については、モデル 3 区での実施を経て、29 年度から 18 区で実施しました。

【実績の推移】

		27 年度	28 年度	29 年度
健康管理支援	健診受診者数	293	330	259
	保健指導実数	144	195	109
	保健指導延数	478	447	326
受療状況改善支援	療養ケース	39	22	196
	頻回・重複	6	3	0
	実施区数	3	3	18

(3) 疾病の重症化予防

特定健診の結果や地域の特性に合わせた、生活習慣病重症化予防に関するシステムを構築するとともに、的確な対象への健診・受診啓発を行い、合併症や人工透析への移行を予防することで、医療費の抑制及び健康寿命の延伸を図ります。

【実績の推移】

糖尿病重症化予防事業	26年度	27年度	28年度	29年度
実施区	3	3	5	18
対象者人数 (人)	69	300	831	1,200

※H29 年度より対象者選定基準を変更

糖尿病等の重症化予防・啓発		26年度	27年度	28年度	29年度
実施区		3	3	3	3
糖尿病指導実績 (人)	個別	28	31	78	64
	集団				472

※H29 年度より集団支援の実績を計上

事業検証会・研修	26年度	27年度	28年度	29年度
事業検証会 (回)	2	2	2	
研修 (回)	2	2	1	2

※検証会は終了

5 歯科保健

(1) 歯周病予防教室

平成 25 年度から「第 2 期健康横浜 21」の歯・口腔分野の事業に位置づけ、歯周病を中心とした成人の歯科疾患に関する正しい知識の普及を図り、口腔衛生についての自覚を高めることにより、生涯にわたる健康の保持を目的として、啓発を行っています。

歯周病予防教室実施状況

年 度	実施回数	参加人員
平成 27 年度	465	14,868
平成 28 年度	621	17,384
平成 29 年度	651	17,332

(2) 歯と口の健康週間

横浜市、横浜市歯科医師会、神奈川新聞社及び t v k（テレビ神奈川）で構成する横浜市歯と口の健康週間実行委員会が主催し、6月4日から10日までの歯と口の健康週間の期間を中心に市内各所で行事を実施しています。

中央行事としては、みなとみらい21クイーンズスクエア横浜「クイーンズサークル」で「のぼさうよ 健康寿命 歯みがきで」をテーマに、歯科相談及び肺のきれい度チェック等を実施しました。

また、各区においては、地区歯科医師会と福祉保健センターが協働して地区行事（無料歯科相談及び講演会等）を行いました。

平成29年度の参加者数は、中央行事、地区行事の合計で9,114人でした。

(3) 歯周病検診

歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を目的として、40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象に、歯周病検診実施医療機関（965機関）にて歯周病検診を行いました。

6 スポーツ医科学センター

「横浜市スポーツ医科学センター」は、スポーツ医学・科学を、市民の健康づくりや疾病の予防・治療・スポーツ活動の振興に活用するとともに、スポーツ選手の競技力向上を図るための拠点施設として、平成10年4月1日、現日産スタジアム内に開設されました。平成18年4月1日からは指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設運営を行っています。

市民やプロのスポーツ選手等、それぞれの目的にあわせた健康や運動のプログラムを実践できる施設を有し、次のような事業を展開しています。

（主な事業）

(1) スポーツプログラムサービス

利用者の医学的検査及び体力測定を行い、個人の健康状態や体力に応じて、各種アドバイスをを行っています。

(2) スポーツ外来・リハビリテーション

内科、整形外科とも専門医（公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター）による診察を行っています。また整形外科医の診察によりリハビリが必要とされた方を対象に、医師の処方に基づくアスレティック・リハビリテーションを行っています。

(2) メディカルエクササイズコース

軽度の内科的・整形外科的疾患があり、積極的に運動することで症状の改善が望める方を対象に、医師の処方に基づき、水中運動療法やフロアエクササイズを行っています。

(4) スポーツ教室・健康教室

スポーツプログラムサービスによって提供された運動プログラムを実践できるように、専門の指導員による体操や水泳、トレーニングなどの教室を開設しています。体操と水泳の教室では選手コースを設け、競技者の育成も行っています。また気軽に始められるコースとして、初心者を対象とした短期のヨガや社交ダンスなどの健康教室を開催しています。

(5) スポーツ指導者の養成・研修、スポーツ医科学研究、情報サービスの提供

スポーツ医科学に基づく健康づくり及びスポーツ振興に必要な人材の養成、研修の実施並びにスポーツ医科学の研究や情報の収集・提供を行っています。

センターの利用人数

事 業 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツプログラムサービス	3,181	1,700	2,046
スポーツ外来・リハビリテーション	76,756	81,972	88,565

施設貸出（アリーナ・トレーニングルーム等）	128,422	130,322	118,268
情報サービス・内覧	69,618	180,137	166,821
その他事業（スポーツ教室、講座・講演等）	86,850	89,150	88,957
計	364,827	483,281	464,657

7 よこはま健康スタイルの推進

市民が楽しみながら継続的に健康の維持・増進に取り組む習慣を身につけることを目指し、平成 26 年 11 月から、18 歳以上の市民等（平成 28 年 5 月までは 40 歳以上）を対象にしたよこはまウォーキングポイント事業と、子どもから大人まで楽しみながら健康づくりにつなげていくことができるよこはま健康スタンプラリーを実施しています。

(1) よこはまウォーキングポイント

	新規参加者
平成 26 年度	95,923 人
平成 27 年度	66,169 人
平成 28 年度	70,500 人
平成 29 年度	67,714 人

(2) よこはま健康スタンプラリー

	応募者数
平成 26 年度	8,733 人
平成 27 年度	21,594 人
平成 28 年度	23,318 人
平成 29 年度	28,229 人

13 検診

生活習慣病といわれるがん、心臓病、脳卒中等は、中高年層に多発しており、これらの疾病による死亡者数は、総死亡者数の半数以上を占めています。

そこで、生活習慣病をはじめとする中高年からの総合的な保健対策として、がん検診及び健康診査等を実施しました。

1 がん検診

がんは死亡原因の第1位を占めていますが、がんを早期発見し、早期治療の促進を図ることを目的に、各種がん検診を福祉保健センター、医療機関、検診車、市民病院がん検診センターの各施設で実施しています。

平成29年度の受診者数は、前年度と比較して、胃がん検診が0.6%の減少、肺がん検診が0.3%の減少、子宮がん検診が0.2%の減少、乳がん検診が3.9%の減少、大腸がん検診が1.3%の減少、PSA検査（前立腺）が1.7%の減少となりました。

各種がん検診の内容

検診項目	実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
胃がん検診	検診車 実施医療機関（X線）（約260） 実施医療機関（内視鏡）（約160）	40歳～	年度に1回
肺がん検診	実施医療機関（約350） 各福祉保健センター 市民病院がん検診センター	40歳～	年度に1回
子宮がん検診	実施医療機関（約190）	20歳～	2年度に1回
乳がん検診	実施医療機関（約270）	40歳～	2年度に1回
大腸がん検診	実施医療機関（約950）	40歳～	年度に1回
PSA検査 （前立腺）	実施医療機関（約1,200）	50歳～	年度に1回

※実施医療機関数は平成30年3月31日現在

がん検診受診者数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		受診者数	受診者数	受診者数
胃がん	医療機関（X線）	56,493	46,572	41,895
	医療機関（内視鏡）	3,128	10,169	13,773
	検診車	4,472	3,226	2,790
	計	64,093	59,967	58,458
肺がん	医療機関	71,902	81,939	87,422
	福祉保健センター	4,823	4,327	4,179
	がん検診センター	3,391	3,090	2,904
	計	80,166	89,356	94,505
子宮がん	計	111,329	114,070	114,924
乳がん	検診車	1,373	675	690
	医療機関	76,131	68,208	59,101
	計	77,504	68,883	59,791
大腸がん	計	162,283	138,088	136,874
PSA検査 （前立腺）	計	70,905	68,237	69,651
合計		537,199	538,601	534,203

2 健康診査

糖尿病等の生活習慣病を予防する対策の一つとして、後期高齢者医療制度被保険者の市民および40歳以上の生活保護受給者の方等を対象に、病院・診療所（約1,200の医療機関）で健康診査を実施しました。

健康診査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約1,200） ※平成30年3月31日現在	後期高齢者医療制度被保険者の方 および 40歳以上の生活保護受給者の方等	年度に1回

健康診査の受診者数

平成26年度	45,696人
平成27年度	49,454人
平成28年度	50,733人
平成29年度	53,228人

* 平成20年度より開始

14 地域保健

1 保健活動推進員事業

地域における市民の健康づくりを推進するため、保健活動推進員を置き、保健活動推進員会の活動を支援しています。平成 29 年度の状況は次のとおりです。

ア 保健活動推進員数（平成 30 年 3 月 31 日時点）

4,276 人

イ 組織

市保健活動推進員会、18 区保健活動推進員会、254 地区保健活動推進員会（平成 30 年 3 月 31 日時点）

ウ 活動内容（福祉保健センター等と連携して実施）

市民の生涯にわたる健康づくりの支援、各種会議、研修、地域福祉保健の推進に向けた取組等

エ 活動実績

地域での健康づくり活動等 254 地区合計で延べ 9,479 回

2 肝炎ウイルス検査

肝炎対策事業として市内の医療機関で B・C 型肝炎ウイルス検査を実施しました。

* B・C 型肝炎ウイルス検査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約 1,200）※平成 30 年 3 月 31 日現在	全年齢	1 回限り

* B・C 型肝炎ウイルス検査の受診者数

年度	実施場所	B 型肝炎	C 型肝炎
平成 27 年度	医療機関	28,567	28,560
平成 28 年度	医療機関	24,871	24,864
平成 29 年度	医療機関	22,433	22,929

* 福祉保健センターにおける肝炎ウイルス検査は 19 年度で終了

3 訪問指導

生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスをを行います。

訪問指導事業実施件数

（延件数：人）

対象者	生活習慣病 要指導者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病要指導者など	
		口腔衛生指導	栄養指導
従事者	保健師	歯科衛生士	栄養士
平成 27 年度	539	111	38
平成 28 年度	610	85	32
平成 29 年度	758	94	42

4 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、難病相談会、難病患者訪問指導、難病患者一時入院事業、在宅重症患者外出支援事業等を実施しました。

(1) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、助言を行うことにより、適切な療養生活の確保に資することを目的とした難病相談会（個別相談・講演・交流会）を各福祉保健センターで実施し、平成 29 年度は延べ 2,817 人の参加がありました。

(2) 難病患者訪問指導事業

平成 29 年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、延べ 884 件でした。

(3) 在宅重症患者外出支援事業

通常交通機関での移動が困難で特殊車両(ストレッチャー対応車)を使用せざるを得ない在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成 17 年 5 月より事業を開始しました。平成 29 年度は延べ 599 件の助成を行いました。

(4) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、介助者の事情により、在宅で介助を受けることが一時的に困難となった場合に、一定期間医療機関へ入院できるようにすることを目的として、平成 17 年 9 月より事業を開始しました。平成 29 年度は延べ 100 人、757 日の利用がありました。

5 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和 44 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(昭和 45 年施行)が制定され、横浜市は昭和 47 年 2 月に同法による指定地域(鶴見区の東海道線より海側の地域)の適用を受けました。

今までに 1,578 人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「補償等に関する法律」)の施行に伴い、昭和 63 年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりました。

平成 29 年度末現在の公害健康被害者数は 375 人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」(以下「保護規則」)をもとに、公害健康被害者対象に次の事業を行っています。

保護規則は、当初から横浜市で認定を受けた公害健康被害者が対象となります。

給付等一覧（公害健康被害者等対象）

給付の種類		29年度実績	給付の内容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費	6,343件	認定疾病に係る治療を受けた場合に医療費を給付
	障害補償費	4,125件	障害の程度が3級以上である満15歳以上の方に支給
	療養手当	852件	月を単位として、入院1日以上、または通院4日以上の方に支給
	遺族補償費	97件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族うち、一定の要件を満たす方に支給
	遺族補償一時金	1件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、遺族補償費を受けることができる方がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給
	葬祭料	2件	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った方に支給
「保護規則」に基づく給付等	療養補助費	416件	障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない方に支給
	療養手当	458件	月を単位とし、通院2、3日の方に支給
	死亡補償金	—	(1)認定疾病により死亡した場合1,200万円 (2)死亡原因が認定疾病以外の場合600万円 ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除
	弔慰金	—	死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、被認定者の療養看護に努めた方に支給
	空気清浄機購入費補助	1台	空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助（神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付）

公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	29年度実績	実施内容
リハビリテーション教室	昭和53年度	3回	公害健康被害者の健康の回復、維持及び増進のため、肺炎予防や呼吸筋ストレッチ、講話等を実施します。
禁煙指導	平成14年度	13回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、機器を使用した測定や保健師による指導等を実施します。
家庭療養指導	昭和54年度	44件	家庭訪問を中心に、電話による近況確認や面接等を含め、保健師による個別の療養指導を実施します。
療養用具支給事業	昭和49年度	0件	障害の程度が特級・1級の方を対象に空気清浄機を貸与します。
インフルエンザ予防接種費用助成事業	平成17年度	129件	被認定者がインフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用を助成します。（平成23年度から、全被認定者が助成対象。新型インフルエンザについても同様の扱い。）

(2) 健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、市民対象に次の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査*1に協力をしています。

*1 環境保健サーベイランス調査

環境省が行う、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

全国 37 地域で実施しており、横浜市では鶴見区が対象地域となっている。

環境保健事業一覧(市民対象)

事業名	事業内容		
	開始年度	29 年度実績	実施内容
ぜん息相談 (個別相談)	昭和 63 年度	21 回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、医師、保健師等による相談・指導を実施します。
ぜん息予防等 講演会	平成 15 年度	1 回	広く市民を対象に、ぜん息等に対する正しい理解や自己管理の方法など、知識の普及を講演会形式で行っています。
小児ぜん息・ア レルギー教室	平成 18 年度	年 3 回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、市内在住の 15 歳未満のぜん息児の保護者を対象に、医師、保健師等による講話及び相談会を行っています。
ぜん息児 水泳教室	平成 2 年度	1 期 (9 回)	小学生のぜん息児を対象に、気管支ぜん息の治療に有効な水泳を医師の管理の下で行い、健康の回復・保持及び増進を図ります。
医療機器整備事業 (助成事業を含む)	昭和 63 年度	2 件	医療水準を向上させるため、市内の地域医療の基幹をなす公的病院等、福祉保健センターに対し、ぜん息等に係る医療機器整備に要する費用を助成します。

6 石綿健康被害者対策

(1) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の救済給付申請受付業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿健康被害救済給付にかかる各種申請、請求書類の進達業務を各区福祉保健センターで行っています。

申請受付数 5 件 (平成 29 年度実績)

(2) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

横浜市では、平成 19 年度から平成 26 年度まで、環境省の委託による「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」を実施しました。その知見を踏まえ、平成 27 年度からは、同じく環境省の委託によって、石綿ばく露者の健康管理のあり方検討のための調査を実施しています。検査結果を通知することにより、調査協力者自身の健康管理にもお役立ていただいています。

調査協力者 62 名 (平成 29 年度実績)

7 原子爆弾被爆者等援護事務

(1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給人数 989 人

(2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成人数 延べ 291 人

(3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、

保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成人数 延べ 393 人

(4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

進達等件数 837 件

8 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成4年10月に設置されました。平成18年7月からは指定管理者制度を導入し、公益財団法人横浜市総合保健医療財団が管理・運営を行っています。

(主な事業)

- ① 要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」
- ② 認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」
- ③ 精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」、「生活支援」
- ④ 地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

総合保健医療センター利用者数(人)

区 分	平成28年度	平成29年度
介護老人保健施設	延べ 31,774	延べ 30,821
診療所	延べ 18,082	延べ 17,604
精神障害者支援施設 (うち港北区生活支援センター分)	延べ 48,412 (延べ 25,824)	延べ 50,443 (延べ 22,367)

9 肝炎医療講演会

肝臓専門医のいる市内の医療機関に委託及び患者団体等と共催で、医療講演会を開催しました。

医療機関名	講演名	人数	開催地
横浜市立大学附属病院	C型肝炎の最新治療	19	金沢区

15 感染症対策

感染症等の広域的で緊急的な課題に迅速かつ的確に対応できる1保健所18保健支所体制の充実を図りました。また、健康危機発生時の迅速かつ的確な一元的対応を強化・推進するため、人材育成を目的とした各種研修の充実を図りました。

結核対策では、り患率減少のために服薬支援事業、健診等の充実を図りました。また、エイズに関する知識の普及啓発や検査等の充実・強化に取り組みました。

新型インフルエンザ対策では、発生時対応用の個人防護具の備蓄や地域中核病院等への医療資器材の整備及び外来従事者用の抗インフルエンザ薬の備蓄を進めたほか、「帰国者・接触者外来」設置予定医療機関での模擬患者受入訓練も実施しました。

予防接種については、感染症のまん延防止のため、予防接種法に定められた各種予防接種を実施するとともに、厚生労働省の「麻しんに関する特定感染症予防指針」や「横浜市風しん排除戦略」に基づき、予防接種率の向上を目的とした啓発活動を中心に関係機関・局区と連携し、引き続き麻しん及び風しん排除に向けた対策の充実に取り組みました。

1 感染症

(1) 感染症対策（結核を除く。）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）に基づき、一～五類感染症等について、発生予防及び患者発生時のまん延防止対策を行うとともに、横浜市内における感染症の発生状況を早期に正確に把握することを目的として、110の対象疾病について情報を収集し、国へ報告しています。これらの情報を分析することにより、的確な予防対策を講ずるとともに、市民や医療関係者に情報を提供し、感染症の発生及びまん延防止を図っています。

ア 三類感染症

平成29年度は、三類感染症の届出数は計142件でした。そのうち、腸管出血性大腸菌感染症が134件と大多数を占めました。残り8件（細菌性赤痢、腸チフス）はすべて海外渡航歴のある方でした。

イ 四類感染症

平成29年度の四類感染症の届出数は64件、そのうちレジオネラ症が36件でした。レジオネラ症については、公衆浴場等の施設のほか、自宅浴室等での感染が疑われる例もありました。

蚊の媒介する感染症の届出数は、デング熱が7件、マラリアが1件、ジカウイルス感染症が1件でした。全ての患者に海外渡航歴（亜熱帯、熱帯地域）がありました。

蚊媒介感染症対策として、横浜市内公園等25か所で定期的に蚊を捕獲し、採取された蚊について、日本国内で発生流行する可能性のある蚊媒介感染症（四類感染症の日本脳炎、ウエストナイル熱、デング熱、チクングニア熱）のウイルス遺伝子の有無を調べています。平成28年度の検査結果ではいずれのウイルスも検出されませんでした。

ウ 五類感染症（全数把握対象疾患）

平成29年度の五類感染症全数把握対象疾患の届出数は501件でした。多い順に梅毒(147件)、侵襲性肺炎球菌感染症(120件)でした。

エ 五類感染症（定点把握対象疾患）

五類感染症定点把握対象疾患については、市内204か所の患者定点医療機関及び4か所の基幹定点医療機関から、毎週（一部毎月）患者発生情報を収集しています。また、市内17の病原体定点医療機関から回収した検体の検査を、横浜市衛生研究所で実施しました（1,171検体）。

2017/2018シーズンにおいて、感染性胃腸炎については、感染症発生動向調査における警報レベルを超えた期間はなく、集団発生の届出も107件と過去5シーズンで最も少ない状況でした。インフルエンザについては、第46週(11月13～19日)に流行期入りし、第51週(12月18～24日)に注意報が、第3週(1月15～21日)に警報が発令されました。警報の発令時期は前年と同じでしたが、警報時点での患者報告数は、1999年4月に感染症が施行されてから最も多い報告数となりました。インフルエンザ様疾患による休校、学年閉鎖又は学級閉鎖は延べ980施設の報告があり、前シーズンに比べ大幅に増加しました。

オ 感染症発生動向調査委員会

月1回の感染症発生動向調査委員会において感染症の発生動向を解析し、市民や医療機関等へ情報提供しています。

(2) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザは10年から40年の周期で発生します。発生した場合、ほとんどの人が免疫を持たないため、市民の健康被害を最小限にとどめるための対策を講じています。

平成21年に世界的に大流行した新型インフルエンザ(A(H1N1)pdm09)への対応を踏まえ、地域中核病院を中心とした新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会等を定期的に開催し、保健・医療関係機関相互の情報共有、連携と役割分担などについて協議を進めています。

また、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の海外発生時に設置する「帰国者・接触者外来」の迅速な開設や円滑な運営を図るため、市医師会や地域中核病院等と協定を締結し、発生時対応用の个人防护具の備蓄や地域中核病院等への医療資器材の整備及び外来従事者用の抗インフルエンザ薬の備蓄を進め、医療体制の強化を図っています。

平成29年度についても、「帰国者・接触者外来」従事者用に備蓄している抗インフルエンザ薬の期限切れによる廃棄を防ぐため、横浜市薬剤師会との協定に基づき薬局での循環備蓄を進めました。

また、「帰国者・接触者外来」設置予定医療機関である昭和大学藤が丘病院と連携し、発生時に使用する外来(仮設プレハブ)を設置して、个人防护具を着用したスタッフによる模擬患者受入訓練を実施し、外来運営上の課題を把握しました。

(3) 結核対策

ア 定期結核健康診断

感染症法第53条の2の規定に基づき、結核患者の早期発見のため、結核発症率の高い住民層等に対して定期の結核健康診断を実施しています。

平成29年度は、高齢者・ホームレス・生活保護受給者等の低所得者や外国人・日本語学校生徒等のハイリスク層に対して、福祉保健センター等において、受診の機会を設定しました。

健康診断受診者は、5,979人で、5人の患者が発見されました。

イ 接触者健康診断及び精密検査(管理検診)

感染症法第17条の規定に基づき、結核の予防上特に必要があると認めるとき、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある方に対し、勧告を行い、健康診断を実施しました。

また、感染症法第53条の13の規定に基づき、結核登録票に登録されている方で、結核の予防又は医療上必要があると認める方に対し、精密検査(管理検診)を実施しました。

ウ 結核医療費公費負担事業

(ア) 入院勧告患者に対する医療(法第37条関係)

排菌をしているなど結核を感染させる危険の高い患者については、まん延防止を目的として、法に基づき感染症指定医療機関に入院することを勧告するとともに、医療に要する費用のうち保険が負担した額を差し引いた残額について公費負担を行いました。

(イ) 一般患者に対する医療(法第37条の2関係)

市内に在住する主として排菌をしていない結核患者、またはその保護者からの申請に対し、保健所に設置した感染症診査協議会(結核分科会)において申請医療内容の適否について診査を行い、結核医療に要する費用の一部の公費負担を行いました。

エ 服薬支援事業

簡易宿泊所居住者等が集中している中区寿地区は、結核のり患率が極めて高いなどの地域特性があります。平成12年1月から実施している寿地区DOTS*1事業は、治療完了率を高め、不完全な治療による多剤耐性結核の防止を図ることなどを目的としています。平成28年度は5人が服薬を終了しました。

また、各区福祉保健センターにおいても対象者全員にDOTSを実施しています。平成19年度からは、薬局におけるDOTS事業を開始し、平成29年度は8人の利用者がありました。

*1:DOTSとは“Directly Observed Treatment, Short course”(直接服薬確認療法)の略で、保健師・看護師等が服薬確認を行います。

オ 結核発生動向調査

患者の発生状況、受療状況等を把握、分析することにより、的確な予防措置を講じ、患者管理の充実に努めることを目的としています。

平成 29 年末の登録者数は、1,400 人でした。

新登録患者数（活動性分類）

	総数			肺結核活動性			肺外結核活動性			潜在性結核感染症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成 27 年	565	362	203	452	298	154	113	64	49	179	85	94
平成 28 年	538	341	197	428	269	159	110	72	38	200	118	82
平成 29 年	509	332	177	409	269	140	100	63	37	213	107	106

※潜在性結核感染症は別掲とし、総数に算入していません。

年末現在登録者数（活動性分類）

	総数	肺結核活動性	肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症	
						治療中	観察中
平成 27 年	1,540	339	74	628	499	164	376
平成 28 年	1,471	287	74	769	341	148	345
平成 29 年	1,400	260	70	748	322	139	230

※潜在性結核感染症は別掲とし、総数に算入していません。

り患率・有病率・登録率（人口 10 万人対）

	新規登録患者		有病患者		患者	
	患者数	り患率	患者数	有病率	患者数	登録率
平成 27 年	565	15.2	413	11.1	1,540	41.3
平成 28 年	538	14.4	361	9.7	1,471	39.4
平成 29 年	509	13.6	330	8.8	1,400	37.5

定期結核健康診断実績

年 度	間 接 撮影数	直 接 撮影数	発 見 患者数
平成 27 年度	1,903	4,467	14
平成 28 年度	1,618	4,592	2
平成 29 年度	314	5,665	5

接触者健康診断及び精密検査（管理検診）実績

年 度	接触者 健康診断	精密検査 （管理検診）	発 見 患 者 数
平成 27 年度	4,688	408	14
平成 28 年度	4,260	400	18
平成 29 年度	4,250	349	20

(4) エイズ対策

H I V 感染の拡大を未然に防ぎ、患者・感染者が安心して暮らしていけるよう、相談・検査及び医療体制の整備並びに正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

ア 相談・検査・医療体制の整備

平日（開庁時間内）に、市内 18 福祉保健センターにおいてエイズの相談を無料・匿名で実施しました。18 福祉保健センター・夜間検査（毎週火曜）では、エイズ検査・梅毒検査を実施しました。土曜検査・日曜検査では、H I V 即日検査を行いました。

また、A I D S 診療症例研究会において症例の研究を行うとともに、エイズカウンセラーを医療機関等に派遣してエイズ医療の向上と普及を図りました。

事業実績

年 度	相談件数	採血件数
平成 27 年度	4,433	3,098
平成 28 年度	4,445	2,852
平成 29 年度	3,935	2,944

イ 正しい知識の普及啓発

エイズに関する各種の情報や活動の場を提供する場として「横浜 A I D S 市民活動センター」を運営し、市民やボランティア団体の活動を支援しました。

また、18 福祉保健センター及び健康福祉局健康安全課において、啓発キャンペーン、健康教育等を実施しました。

(5) ハンセン病関連

神奈川県出身のハンセン病療養所入所者に対する慰問金を募集しました。 募金額 : 982,523 円

2 予防接種

予防接種法に基づき、感染症の発生、まん延を防ぐため、各種予防接種を実施しています。

平成 28 年 10 月から、B 型肝炎ワクチンが新たに定期接種化されました。

その他、定期予防接種として、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、水痘、子宮頸がん予防ワクチン、高齢者インフルエンザ及び成人用肺炎球菌を、それぞれ協力医療機関において実施しました。

また、平成 27 年度から継続して、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防止するため、19 歳以上の横浜市民を対象として、風しんの予防接種と抗体検査を実施しました。

その他、予防接種に起因した健康被害に対する救済措置として、予防接種健康被害救済制度に基づき障害年金 15 人、医療費・医療手当 8 人に支給しました。

ヒブワクチン予防接種実績（接種回数 4 回） [対象：生後 2 か月から 5 歳未満]

年 度	対象人数	延べ接種回数	接種率
平成 27 年度	122,899	121,112	98.5
平成 28 年度	119,384	117,274	98.2
平成 29 年度	119,384	111,829	93.7

小児肺炎球菌ワクチン予防接種実績（接種回数 4 回） [対象：生後 2 か月から 5 歳未満]

年 度	対象人数	延べ接種回数	接種率
平成 27 年度	122,899	121,005	98.5
平成 28 年度	119,384	117,404	98.3
平成 29 年度	119,384	111,921	93.7

B型肝炎予防接種実績（接種回数3回）

〔対象：1歳未満〕

年 度	対象人数	延べ接種回数	接種率
平成28年度	25,397	45,466	179.0
平成29年度	89,538	85,378	95.4

四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）予防接種実績（対象：生後3～90か月未満 接種回数4回）

年 度	I期（接種回数：初回3回 追加1回）		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成27年度	122,095	121,324	99.4
平成28年度	121,904	117,998	96.7
平成29年度	119,384	113,400	95.0

三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種実績

〔対象 I期（ジフテリア・百日せき・破傷風）：生後3～90か月未満
II期（ジフテリア・破傷風）：11～13歳未満〕

年 度	I期（接種回数：初回3回 追加1回）			II期（接種回数1回）		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率	対象人数	接種人数	接種率
平成27年度	122,095	161	0.1	32,571	22,108	67.9
平成28年度	121,904	18	0.01	32,930	24,202	73.4
平成29年度	119,384	2	0.01	30,971	23,791	76.8

不活化ポリオ（急性灰白髄炎）予防接種実績（対象：生後3～90か月未満 接種回数4回）

年 度	I期（接種回数：初回3回 追加1回）		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成27年度	122,095	5,241	4.3
平成28年度	121,904	2,606	2.1
平成29年度	119,384	1,410	0.01

BCG予防接種実績（接種回数1回）

〔対象：生後6か月未満（～平成24年度）
生後1歳未満（平成25年度～）〕

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成27年度	30,706	30,687	99.9
平成28年度	30,476	29,437	96.5
平成29年度	29,846	28,220	94.6

麻しん・風しん予防接種第I期実績（対象：生後12～24か月未満 接種回数1回）

年 度	対象人数	接種人数			接種率		
		麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独	麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独
平成27年度	30,781	30,111	7	2	97.8	0	0
平成28年度	30,476	30,098	4	10	98.7	0	0
平成29年度	29,846	28,910	4	2	96.9	0	0

麻しん・風しん予防接種第Ⅱ期実績

(対象：5歳から7歳未満で小学校入学1年前の4月1日から小学校に入学する年の3月31日まで 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数			接種率		
		麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独	麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独
平成27年度	31,761	29,935	6	2	94.3	0	0
平成28年度	32,930	24,202	6	18	73.4	0	0
平成29年度	31,779	28,625	7	3	90.1	0	0

日本脳炎予防接種実績

(対象：Ⅰ期：生後6～90か月未満；Ⅱ期：9～13歳未満)

年 度	Ⅰ 期 (接種回数：初回2回 追加1回)			Ⅱ 期 (接種回数1回)			救 済 措 置 接 種 人 数 ※
	対 象 人 数 (延)	接 種 人 数 (延)	接 種 率	対 象 人 数	接 種 人 数	接 種 率	
平成27年度	93,937	89,489	95.3	31,662	5,865	18.5	7,807
平成28年度	93,775	87,748	93.5	30,999	17,895	57.73	9,460
平成29年度	97,659	87,101	89.2	33,743	24,182	71.7	11,399

※日本脳炎予防接種は平成17年5月30日に厚生労働省から勧告を受けて以来、積極的な勧奨を差し控えていましたが、新たなワクチンの開発により、平成22年4月から、順次、積極的勧奨が再開されています。

平成23年5月20日から、厚生労働省令の公布により、接種が完了していない方のうち、生年月日が「平成7年6月1日～平成19年4月1日」の間の方に限り、救済措置として、20歳未満まで接種可能となり、平成25年4月から、救済措置の対象となる方の生年月日が「平成7年4月2日～平成19年4月1日」に変更されました。

また、平成24年2月から、生年月日が「平成19年4月2日～平成21年10月1日」の方で1期の対象年齢の期間中に規定の回数を接種していない場合、2期の対象年齢の期間中に、未接種分を接種できるようになりました。

子宮頸がん予防ワクチン接種実績 (接種回数3回) (対象：中学1年生相当～高校1年生相当の女子(平成25年度～))

年 度	対象人数	延べ接種回数	接種率
平成27年度	17,218	122	0.7
平成28年度	16,452	72	0.04
平成29年度	16,021	241	0.5

※子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日の厚生労働省の勧告以降、接種の積極的な勧奨を差し控えています。

高齢者インフルエンザ予防接種実績 (接種回数1回)

(対象：65歳以上または心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害1級に相当する60～64歳)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成27年度	867,143	352,233	40.6
平成28年度	890,298	364,696	41.0
平成29年度	903,072	351,891	39.0

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実績 (接種回数 1 回) (対象：各年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる方
または心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害 1 級に相当する 60～64 歳)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成 27 年度	188,368	67,014	35.6
平成 28 年度	198,852	77,262	38.9
平成 29 年度	211,859	81,478	38.5

風しん対策事業実績 (麻しん風しん混合ワクチン 1 回分、風しん抗体検査 1 回分)

年 度	接種人数	実施人数 (抗体検査)
平成 27 年度	10,538	10,354
平成 28 年度	8,721	9,045
平成 29 年度	7,557	8,309

16 食品衛生

1 食品衛生

食品衛生に関する事業は、市民の食の安全を確保するとともに食品衛生の向上を図ることを目的として行っています。この事業は「食品衛生監視指導・食品衛生検査」、「営業許可」、「食中毒及び苦情対応」、「食品衛生啓発」及び「食品専門監視班」に大別されます。

(1) 食品衛生監視指導・食品衛生検査

ア 食品衛生監視指導

市民の皆様からの御意見等を参考にして作成した平成 29 年度横浜市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設に立入り、食品の取扱い、表示及び施設の衛生等についての監視指導を行いました。

食品衛生監視指導件数

年 度	年間予定監視計画数	年間監視件数
平成 27 年度	39,426	48,544
平成 28 年度	39,603	46,347
平成 29 年度	39,847	50,715

(ア) ノロウイルス予防対策事業

近年多発しているノロウイルスによる食中毒や感染症の予防のため、約 6,000 施設の食品関係施設を対象に、啓発や点検を行いました。

そのうち、高齢者・乳幼児が利用する福祉施設や病院、小学校、ホテル等 2,000 施設について重点的に監視指導を行いました。

また、関連部局や各区と連携して、食品等事業者や福祉施設の介助等の従事者及び消費者に対して、ノロウイルスが感染するメカニズムや吐物処理方法等の食中毒や感染症予防について啓発を行いました。

対象施設数

高齢者施設	保育所、幼稚園等	その他の 社会福祉施設	病院	小学校	ホテル、宴会場
2,039	1,787	1,429	132	363	242

(イ) 緊急的、臨時的に対応した事案

平成 29 年 5 月に厚生労働省から、横浜市内の輸入者が輸入した「生鮮ライチ」から農薬の 4-クロルフェノキシ酢酸が基準値を超えて検出されたとの通報がありました。

これを受け、輸入者に対して当該品の回収及び廃棄を命じ、違反食品の流通防止に努めました。

その他、中福祉保健センターが収去検査した麻の実油からトリチコナゾールが基準値を超えて検出されたため、輸入者に対して当該品の回収及び廃棄を命じました。

(ウ) アレルギー物質を含む食品一斉点検

市内の販売店や製造施設、小学校給食施設等に立入り、取扱い等の確認を行いました。

さらに、市民及び営業者に対して、講習会の開催やリーフレットの配布等により、表示制度の周知を行いました。

(エ) 食肉による食中毒予防対策

肉の生食や加熱不十分な肉料理等を原因としたカンピロバクターや腸管出血性大腸菌 O157 等による食中毒を防止するため、飲食店、食肉販売店等食肉を取り扱う 8,176 施設に対して、肉は中心部まで十分に加熱するよう指導し、牛レバーや豚肉が生食用として提供されていないことを確認しました。

(オ) 魚介類による食中毒の防止対策

a 寄生虫による食中毒防止

魚介類の生食を原因とするアニサキスによる食中毒を防止するために、生の魚介類を提供する

飲食店や魚介類販売店等 3,163 施設に監視指導を行いました。

b ふぐ取扱い及び販売施設一斉点検

ふぐ認証店やふぐ加工製品取扱施設等 628 施設について監視指導を行いました。その結果、ふぐの取扱いに関する遵守事項の不備を 55 施設で発見し、適正な取扱いと販売等に関する指導を行いました。

また魚介類販売店等に対してフグ等の有毒魚種の除去について監視指導を行いました。

市民に対してはチラシ等を活用し、ふぐの素人調理の危険性について啓発を行いました。

(カ) 夏期及び年末食品等一斉点検

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期(6～8月)に 12,423 件、多品目の食品が短期間に生産・流通する年末(11月～12月)に 10,077 件の立入調査を集中的に実施し、不良食品の排除、衛生的な取扱い及び適正表示等について監視指導を行いました。

イ 食品衛生検査

市内で製造、流通販売している食品等の安全性を確認するため、食品製造工場やスーパー、市場等で食品の抜取検査を行いました。

平成 29 年度は 4,497 検体の食品等を検査し、不適正な表示や成分規格に適合していない違反食品 43 検体を発見しました。

また、検査によらず監視時に発見した表示違反が 40 検体ありました。

これらの食品に対する措置として、廃棄の指導や適正表示後の販売の指導を行いました。

(ア) 福祉保健センターでの検査

福祉保健センターでは、営業施設等で器具や手指のフキトリ検査・ATP 洗浄度検査等を 4,631 検体行い、科学的根拠に基づいた効果的な指導を実施しました。

(イ) 食肉細菌検査

食肉汚染状況を調査するため、鶏肉、牛肉、豚肉計 110 検体について検査を実施しました。その結果、鶏肉について 27 検体からカンピロバクターが、38 検体からサルモネラが検出され、販売店等に取り扱いについて注意喚起を行いました。

(ウ) 残留農薬、魚介類の微量汚染物質、畜水産食品の残留物質等検査

農畜水産物や冷凍野菜等に残留する農薬等の検査を 275 検体実施した結果、市外産のほうれんそうからフェニトロチオン(殺虫剤)が基準値を超えて検出されたため、出荷者を所管する自治体に通報しました。

魚介類について水銀、PCB および貝毒の検査を 104 検体実施した結果、基準を超過するものはありませんでした。

食肉や魚介類、卵等を使用される抗菌性物質、ホルモン剤及び内寄生虫用剤について畜水産食品やその加工品 200 検体の検査を実施した結果、基準値を超過したものはありませんでした。

(エ) 遺伝子組換え食品の検査

トウモロコシ加工品、大豆加工品、コメ加工品 30 検体について実施した結果、問題となる食品は発見されませんでした。

(オ) アレルギー物質を含む食品の検査

市内の販売店や製造施設、小学校給食施設等から抜取検査を実施し、183 検体の検査を行いました。検査の結果、使用されていないアレルギー物質が陽性と判定された 2 検体について、立入調査等により原因を調査し指導しました。

(カ) ノロウイルスの検査

市内に流通する二枚貝のノロウイルス検査を 44 検体行い、全て不検出でした。

(キ) 輸入食品の検査

市内に流通する輸入食品等 437 検体について、指定外添加物や細菌検査等の検査を実施し、19 検体の違反を発見しました。

(ク) 放射性物質検査事業

市内産や市場に流通している農畜水産物や小学校給食食材等、合計 729 検体の放射性物質検査を実施したほか、横浜市中央と畜場とで畜した牛肉、10,345 頭の全頭検査を行い、基準値を超過したものはありませんでした。

検査実数

市内産 (農畜水産物)	市場流通 (農畜水産物)	市内量 販店等	小学校 給食食材	全頭検査	合計
89	193	82	365	10,345	11,074

(ケ) 夏期及び年末食品等一斉点検

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期(6～8月)に967検体、多品目の食品が短期間に生産・流通する年末(11月～12月)に688検体の食品の抜取検査を集中的に実施し、7件の違反を発見しました。

ウ 食品衛生に関する庁内連絡会

食に関する各局の連携・協力を強化するため、経済局、環境創造局、教育委員会事務局、こども青少年局、健康福祉局で構成する食品衛生に関する庁内連絡会を平成30年1月に開催しました。

(2) 営業許可(報告営業を含む)

食品衛生法及び魚介類行商等に関する条例に基づく営業許可及び営業報告届出済証発行件数等は次のとおりでした。

平成29年度末の市内の食品関係施設数は、飲食店や菓子製造業等の許可が必要な施設は48,565施設、給食施設や野菜・果物販売等届出が必要な施設が32,276施設、合計で80,841施設でした。

施設数等の推移

年 度	施設数		営業報告 届出関係 業 種
	法	県条例	
	関係許可業種	関係許可業種	
平成27年度	48,663	196	29,391
平成28年度	48,470	178	30,727
平成29年度	48,396	169	32,276

(3) 食中毒発生状況

平成29年度に横浜市内で発生した食中毒の件数は過去10年間で3番目に多い40件で、患者数は6番目に多い304人でした。

病因物質別発生件数では、カンピロバクター・ジェジュニによるものが18件(45.0%)、アニサキス(寄生虫)によるものが11件(27.5%)、ノロウイルスによるものが5件(12.5%)、サルモネラ属菌によるものが2件(5.0%)、腸管出血性大腸菌によるものが2件(5.0%)、その他、黄色ブドウ球菌、その他の大腸菌が各1件(2.5%)でした。

患者数では、ノロウイルスによるものが116人(38.2%)、カンピロバクター・ジェジュニによるものが71人(23.4%)、その他の大腸菌によるものが62人(20.4%)、サルモネラ属菌によるものが23人(7.6%)、黄色ブドウ球菌によるものが16人(5.3%)、アニサキス(寄生虫)によるものが11人(3.6%)、腸管出血性大腸菌によるものが5人(1.6%)でした。

なお、カンピロバクター・ジェジュニ、ノロウイルス、アニサキス(寄生虫)による食中毒は過去10年間、毎年度発生しており発生件数、患者数とも多い状況が続いています。

食中毒発生の原因施設は40件中、飲食店が31件(77.5%)と最も多く、次いで家庭が5件(12.5%)、不明が2件(5.0%)、魚介類販売店、菓子製造業が各1件(2.5%)でした。なお、飲食店の内訳は大衆酒場16件、レストラン5件、一般食堂、中華料理店が各3件、すし店2件、給食食堂、軽飲食店が各1件でした。

カンピロバクター・ジェジュニによる食中毒の原因施設18件中13件が大衆酒場で、そのほとんどの

事例に原因推定食品として加熱不十分な鶏肉の提供がありました。

加熱不十分な鶏肉を提供する背景には、若い年齢層を中心とした一部の消費者が生又は半生の鶏肉を好む傾向があることから、今後も営業者と併せ消費者に対しても、「肉類は十分に加熱すること」等の啓発が必要と考えられます。

ノロウイルス食中毒の発生原因は、汚染経路を推定できた5件の内、4件がノロウイルスに感染した食品取扱者（不顕性感染者）を介して食品が汚染されたものでした。他の1件は店内の嘔吐物を食品取扱者が処理し、調理場内にノロウイルスが持ち込まれたものでした。

厚生労働省が開催した平成29年3月16日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会によると、ノロウイルスによる食中毒の発生要因の82%はノロウイルスに感染した従事者を介し食品が汚染されたもので、内訳は55%が不顕性感染者、25%が有症者、2%が発症の有無不明でした。このことから、食品取扱者の健康管理や家族等の健康状態の把握を行うことは予防上重要な管理項目です。更にノロウイルスの不顕性感染者の存在を前提とした、手洗いの徹底、使い捨て手袋等の使用等を徹底することが強く求められます。

食中毒発生状況

年 度	件 数	患者数
平成 27 年度	52	778
平成 28 年度	37	298
平成 29 年度	40	304

(4) 消費者からの相談届出状況

食品の味がおかしい、異物が入っていたなど福祉保健センター等へ届出があった食品等の相談件数は次のとおりでした。

相談件数

年 度	苦情件数
平成 27 年度	976
平成 28 年度	788
平成 29 年度	791

(5) 食品衛生に関する啓発事業

ア 消費者や営業者を対象とした食品衛生講習会

市民に対しては、食中毒予防や食品に関する正しい情報提供のために、また、従事者には食品による事故防止のために講習会を開催しました。平成 29 年度の開催状況は次のとおりです。

食品衛生講習会等の実績

対 象	営 業 者 ・ 従 事 者		消 費 者 等 ^{*3}
	養 成 ^{*1}	指 定 ^{*2}	
回 数	24	252	412
受講人数	2,583	21,555	12,275

*1 一般社団法人横浜市食品衛生協会が実施する食品衛生責任者養成講習会

*2 食品衛生責任者を対象に実施する市長又は福祉保健センター長の指定した講習会

*3 指定講習会以外の講習会を受講した営業者等を含みます。

イ 食品衛生関係表彰

長年にわたり衛生管理が優秀である施設や、食品衛生の発展向上に尽力した食品衛生功労者及び、食品衛生の向上を実践し他の従業員の模範となっている優良従業員を表彰しました。

(一社)横浜市食品衛生協会と共催で、平成29年度は平成30年1月25日に横浜市開港記念会館にて「食品衛生表彰のつどい」を開催しました。

ウ 食中毒予防キャンペーン

横浜市では8月1日を「市民食品衛生の日」、細菌性食中毒の多発する8月を「食品衛生月間」と定めています。

この期間を中心に各福祉保健センターでは、「食中毒ゼロ」を目指し「食中毒予防キャンペーン」を実施しました。キャンペーンでは市民が参加しやすい食品衛生クイズやゲーム大会のほか、食品衛生相談や各種のリーフレット等の配布により、食中毒予防のための正しい知識や情報の提供に努めています。平成29年度は、市内で24回実施し17,220人の参加がありました。

エ 消費者、食品等事業者との意見交換（リスクコミュニケーション）

横浜市では、食の安全について、行政・市民・事業者等関係者相互の意見や情報交換を目的に平成15年から毎年「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しています。

さらに、各区においても、その地域特性に応じた意見交換会を実施しています。平成29年度は、3回の意見交換会を実施し、214人の方に御参加いただきました。

代表的な意見交換（リスクコミュニケーション）の事例

「食の安全を考えるシンポジウム」

開催年月日：平成29年10月28日

場 所：横浜市社会福祉センター ホール

内 容：あなたの食は安全なの？～消費者として知っておきたい輸入食品のこと～

参加人数：143人

(6) 食品専門監視班

ア 監視指導及び抜き取り検査

大規模食品製造施設、大量調理施設、広域流通食品取扱施設等延821施設に対し、監視指導を行いました。

また、食品製造施設、輸入食品取扱施設等から1,064検体を抜取検査、買取検査又はフキトリ検査した結果、食品衛生法違反1件、食品表示法違反22件、衛生規範不適合1件、合計24件の違反等を発見し、当該食品及び営業者への措置を行いました。

イ 自主衛生管理推進事業

平成29年7月7日(金)市内食品事業者向け研修として、「HACCPに関わる最新動向と民間認証の概要」について講義を行い94名が受講しました。

ウ 先行調査

食品衛生上危害の高い事項や新たに問題となる事項への対応を想定し、文献の収集、当該施設の調査、抜取検査等を行いました。

(主な取組テーマ)

- ・HACCP導入支援
- ・アイスクリーム類製造施設における衛生管理方法の検証
- ・ヒスタミン汚染実態調査
- ・恵方巻の衛生管理状況調査
- ・生、半生鶏肉の汚染実態調査
- ・容器、包装一斉点検
- ・跳ね水による汚染実態調査

エ 緊急対応

重大な違反事例、突発事故等による緊急時の対応として、食中毒事件の発生に伴う福祉保健センターへの応援等14件の緊急出動を行いました

(7) 食品表示担当

ア 立入検査

食品販売店への巡回調査や、他機関からの通報による流通調査等として、食品関連事業者に対し 773 件の立入検査を行い、産地や原材料の適正表示の点検を行いました。そのうち、168 件で表示の不備の是正を指導しました。

イ 表示相談・照会

食品表示法に基づく表示に関して、表示担当の窓口や区福祉保健センターを通じて事業者等からの相談に 333 件対応しました。

ウ 普及啓発等

事業者・消費者を対象とした講習会を 7 回実施し、適正表示の実施及び表示の活用に向けた普及啓発を行うとともに、職員を対象とした研修を 2 回実施し指導体制の充実を図りました。また、食品販売店の巡回調査時に、事業者に対し、新基準に関するチラシ等の配付を行いました。

2 食肉衛生検査所

(1) 所在地

横浜市鶴見区大黒町 3-53

(2) 沿革

昭和 34 年 9 月、神奈川区にあった中央と畜場が移転し、横浜市中心と畜場・食肉市場が現在地に建設されました。昭和 37 年 3 月、市場内に当検査所が設置され、保健所からの派遣により検査を行っていた従来の方式を改め、効率的な検査を行えるようになりました。また、昭和 63 年 10 月にと畜場・食肉市場施設が再整備され、現在に至っています。

(3) 職員数

32 名（含む再任用職員 1 人、嘱託職員 1 人）

(4) 業務内容

市民に安全で衛生的な食肉を供給し、食肉や食鳥肉から起こる事故、危害を未然に防ぐために、次のような業務を行っています。

ア と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を一頭ごとに検査し、食用に適さない部分を廃棄しています。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導を実施しています。

イ 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるように、監視指導を実施しています。

ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の申請書類の受理、許可調査、監視指導等を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

エ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、牛海綿状脳症（BSE）検査を実施しています。

オ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可業務を行っています。

カ 食品衛生法に基づいて、と畜場に搬入されたすべての牛について、放射性物質検査を実施しています。

(5) 事業報告

ア 食肉動物のと畜検査

平成 29 年度の検査頭数、処分数は次のとおりです。

動物種	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄 ^{*1}	一部廃棄 ^{*2}
牛	10,339	0	16	7,270
子牛	6	0	0	6
豚	134,558	0	27	125,787
合計	144,903	0	43	133,063

*1 主な処分理由は、牛では牛白血病、豚では敗血症でした。

*2 牛では胸膜炎等の呼吸器系病変、肝出血等の消化器系病変、豚ではカタル性肺炎等の呼吸器系病変が目立ちました。

イ BSE検査等

「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（厚生労働省令）」により、BSEスクリーニング検査が必要な牛（生後24か月齢超で神経症状等を呈する牛及びその他疑わしい牛）について、検査を実施しています。平成29年度は、牛6頭のスクリーニング検査を実施し、全て陰性でした。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則で、BSE感染のおそれがあるため、食用とすべきでない部位として、牛の全月齢の扁桃、回腸（盲腸との接合部分から2メートルまでの部分に限る）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉及び平成27年3月27日より皮を除く）、脊髄が特定部位として指定されています。このため、と畜解体工程で、これらの特定部位の除去及び焼却をと畜検査員の確認のもとに実施しました。

他に、食品衛生法の規格基準で、牛の30か月齢超の脊柱が、食用とすべきでない部位として同様に定められているため、食肉市場内の食肉処理業者に対し、食用に供することが無いように指導・監視を実施しました。

ウ 食肉等の試験検査

安全な食肉を提供するために、と畜検査で全身性の疾病が疑われた獣畜の精密検査、筋肉等の残留有害物質検査、枝肉や器具等のフキトリ検査等を実施しました。平成29年度の試験検査実績は次のとおりです。

検査項目	検査項目数
微生物検査	5,141
理化学検査	7,951
病理検査	1,746
合計	14,838

エ 食鳥検査

市内の食鳥処理施設で処理された食鳥肉及び施設の器具等について、食中毒細菌や残留有害性物質検査を実施しました。平成29年度の試験検査実績は次のとおりです。

検査対象	検体数	検査項目数
食鳥肉	20	1,020
器具等	90	360
合計	110	1,380

オ 衛生指導・衛生教育

と畜場内外を衛生的に保持し、食肉の衛生的取扱いを向上させるために、食肉市場及びと畜場関係者らと協力し、施設の清掃・消毒や衛生昆虫等の定期的な駆除などを実施しています。また、食肉市場内食品取扱者を対象に食品衛生に関する講習会を開催し、60人が受講しました。

他に、食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場等の監視指導を行いました。

カ 食品衛生検査等の業務管理基準（G L P）

平成9年度から導入されたG L Pに基づき、精度管理として外部精度管理（5件、11項目）及び内部精度管理（52件、218項目）を実施しました。

キ 牛特定部位の使用等の許可

歯について4施設の使用許可を行いました。

ク 放射性物質検査

平成29年度の放射性物質検査実績は次のとおりです。

検査動物	検査頭数
牛の全頭検査	10,345

3 中央卸売市場本場食品衛生検査所

(1) 所在地

本場食品衛生検査所 神奈川県山内町1番地

(2) 沿革

中央卸売市場は、昭和6年に100万人（当時の市の人口65万人）を生鮮食品の供給対象として開場されました。

そして、昭和22年2月に市場内の食品衛生上の指導強化を目的として、神奈川県が中央卸売市場監視室を設置し、食品衛生監視員2名が駐在したのが始まりです。

昭和25年4月には、食品衛生事務が県から横浜市に委譲され神奈川保健所分室食品衛生検査室として発足し、監視指導と検査を行うことになりました。

その後、昭和45年には食品衛生検査所となりました。

昭和48年11月には南部市場が開場し、これに伴い南部市場食品衛生検査所が設置され、市場の総合的な検査体制が整備されました。

南部市場食品衛生検査所は、中央卸売市場南部市場の中央卸売市場としての廃止に合わせて、平成27年3月31日で閉所しました。

(3) 職員数

本場食品衛生検査所 15人

(4) 業務内容

食品による事故と危害を未然に防ぎ、市民の食生活の安全を守るため、次のような業務を行っています。

ア 食品衛生法等に基づいて、市場を流通する生鮮食品（鮮魚、野菜）や加工食品の安全を確保するため食品の抜き取り検査を実施し、その結果に基づく行政措置を行っています。

イ 食品が衛生的に取り扱われるよう監視指導や食品関係営業施設の許認可業務を行っています。

ウ 食品関係営業者や消費者に衛生知識の普及啓発を行っています。

エ その他、食品衛生に関する調査、研究を行っています。

(5) 事業報告

ア 監視指導業務

監視指導については、食品衛生監視指導計画に基づき、市場関係施設533施設について14,418件の監視指導を行いました。監視業務は早朝監視及び通常監視を行っています。早朝監視では、せり売り開始前の午前3時過ぎから2人の食品衛生監視員が、有毒有害魚類及び違反・不良食品の排除並びに生食用貝類の温度測定等を行っています。通常監視では、せり売りされた食品が仲卸店舗や市場内外の関連施設に移動した段階で、これら食品の取扱い及び保管状況等の指導を行っています。

夏期には、食中毒が多発することから、その原因となることが多い生食用魚介類等の検査及び保存温度の管理等の指導を行いました。また、年末には、正月食品など多種多様の食品が短期間に大量に流通するため、これらの食品の検査及び監視指導を実施しました。

イ 検査業務

本場市場における年間取扱量は、生鮮食品、冷凍品、加工品等の水産物が約6万トン、野菜、果物、漬物等の青果物が約35万トンでした。

これらの食品に対し、1,798検体の食品の抜き取り検査を行い、理化学検査を26,994項目、微生物検査を3,748項目、表示検査を519項目、総計31,261項目の検査を実施しました。

(ア) 理化学検査

合成保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の食品添加物、国産及び輸入農作物の残留農薬、魚介類中の水銀、養殖魚や鶏卵等の抗生物質及び合成抗菌剤、貝類の麻痺性及び下痢性貝毒等を行いました。

また、放射性物質検査ではゲルマニウム半導体検出器を用いて精密分析を行いました。

(イ) 微生物検査

生食用魚類による事故発生を未然に防止するため、生食用の貝類（舌切・小柱・アオヤギ等）及び魚類（刺身用切り身、まぐろ等）、ウニ等について、食中毒菌を中心に検査しました。また、魚肉練り製品や冷凍食品等の規格基準やそうざい、弁当等の衛生規範の定められた食品の検査を行いました。さらに、鶏卵のサルモネラなどの食中毒菌検査、生カキのノロウイルス検査、活魚水槽水の食中毒菌等についても検査を行いました。

(ウ) 違反

食品衛生法に違反する食品を2件（しらす干しの過酸化水素、ほうれん草の残留農薬）、食品表示法に関する違反を1件発見しました。その他、水銀の暫定的規制値及び衛生規範不適の食品をそれぞれ1件ずつ発見しました。

ウ 営業者や消費者に対する衛生教育

食品流通の拠点である中央卸売市場は、取扱量も多く流通先も広範囲にわたることから一旦事故が発生すると大きな事件となる危険性があります。食品営業施設に食品衛生責任者を設置させ、営業者の自主管理の強化を図り、市場内の衛生保持に努めました。

また、営業者・従業員その他市場関係者及び消費者（市場内で開催する研修会参加者や見学者）を対象に衛生知識の向上、取扱管理の徹底を図るため食品衛生講習会を19回開催し616人が受講しました。

その他、検査結果の概要をまとめた「理化学検査情報」を定期的にホームページに掲載しました。

エ 苦情・相談

場内の営業者を通じて消費者等から「魚の寄生虫」や「異物混入」等に関する苦情・相談が17件寄せられました。

オ 食品衛生検査等の業務管理基準（GLP）

平成9年度から導入されたGLPに基づき、検査の精度管理を行ないました。本年度は、外部精度管理、内部精度管理あわせて全部で110項目を実施しました。

4 衛生研究所

(1) 所在地

横浜市金沢区富岡東2-7-1

(2) 沿革

昭和31年に発足した「横浜市衛生検査所」を前身とする当衛生研究所は、昭和34年3月に設置（旧南保健所内）されました。その後公衆衛生行政への社会的要請の高まりに応じて、

- ・昭和43年4月磯子区滝頭に庁舎新築・移転
- ・昭和46年6月公害センター併設（昭和51年公害研究所設置に伴い廃止）
- ・昭和56年11月別館実験棟建設

など、研究施設としての機能強化が行なわれました。

その後、平成26年12月に耐震不良・老朽化・狭あい化した施設から金沢区富岡東に庁舎を新築・移

転し新しい衛生研究所として開所しました。また、平成 27 年度には、検査研究課を微生物検査研究課、理化学検査研究課の 2 課体制にしました。平成 28 年度は、機構強化担当を改め、課長を含めた精度管理・企画担当を配置しました。

(3) 施設

- ア 敷地面積 3,916.91 m²
- イ 建物 本館 鉄筋コンクリート造 7 階建 (平成 26 年築)

(4) 事業内容

- ア 細菌学的、ウイルス学的試験検査及び研究
- イ 食品衛生及び栄養に関する試験検査及び研究
- ウ 水質に関する試験検査及び研究
- エ 環境衛生に関する試験検査及び研究
- オ 衛生動物・寄生虫の試験検査及び研究
- カ 医薬品、化粧品等の試験検査及び研究
- キ 家庭用品に使用される化学物質等の衛生学的試験検査及び研究
- ク 感染症に関する調査及び研究
- ケ 疫学情報の収集、解析、提供、及び疫学情報に関する研修
- コ その他公衆衛生に関する試験検査及び研究
- サ 調査研究・研修指導の企画調整
- シ 検査等の信頼性確保への取組

(5) 事業実績報告

当研究所の試験・検査事業は、行政上必要に応じて行うものと、市民からの依頼によって行うものとありますが、平成 29 年度は合計で延 88,571 件の検査を行いました。また、いつでも行政ニーズに対応できるよう、公衆衛生に関する先行的な調査・研究も行っています。これらについては雑誌や学会等へ合計 49 件の投稿又は発表をしました。

施設見学は事前申し込み制で受け入れていています。本市職員の見学も含め 12 件(128 名)ありました。また、市民に対して当所の役割や事業内容を理解していただくため、平成 6 年度から施設公開を行ってきました。平成 29 年度は、8 月 5 日に開催し、見学者は 325 人でした。

平成 29 年度の検査業務実績は次表のとおりです。

検査業務実績

検査項目	実件数	延件数	延件数の内訳	
			依頼検査	行政検査
結核検査	151	3,624	0	3,624
性病検査	0	0	0	0
ウイルス・リケッチア等検査	3,505	3,785	0	3,785
原虫・寄生虫等検査	1,821	15,784	0	15,784
食中毒検査	2,654	9,445	0	9,445
臨床検査	27	27	0	27
食品衛生検査	3,507	36,849	0	36,849
細菌検査	1,867	8,206	0	8,206
医薬品・家庭用品等検査	502	3,980	0	3,980
水道等水質検査	310	2,085	0	2,085
環境公害関係検査	352	3,830	0	3,830
放射性物質検査	478	956	0	956
合計	15,174	88,571	0	88,571

(6) 疫学・予防医学業務

細菌やウイルス等の病原体によって引き起こされる種々の感染症予防のための検査及び調査研究と、その他の疫学的取り組みによって予防可能な疾病についての検査及び調査研究を公衆衛生学的見地から行っています。

ア 行政検査

(7) 病原細菌検査

この検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行っています。国内での感染症起因菌や海外から持ち込まれたコレラ菌等の病原菌が、本市に流行しないよう未然に予防する目的で患者とその家族を対象に検査を行いました。

(イ) 食中毒関係

食中毒発生の原因究明と再発防止を目的として、平成 29 年度は細菌学的検査を 214 事例、ウイルス学的検査を 181 事例、寄生虫検査を 5 事例行いました。

(ウ) 感染症発生動向調査

厚生労働省の指定した疾患を対象として、感染性病原体の定点調査、集団かぜ流行調査等を行いました。

なお、平成 23 年度から蚊媒介感染症対策事業を開始し、市内の公園及び港湾地区等の 25 か所において捕獲された蚊について、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルスやデングウイルスなど。平成 26 年度からジカウイルス追加)とチクングニアウイルスの調査を実施しました。

(エ) エイズ検査

福祉保健センター及び夜間に実施している無料匿名検査、土日に実施している即日検査で判定保留となった検体の確認検査を行いました。

イ 依頼検査

市内の医療機関や福祉保健センターからの依頼で、病原細菌の培養同定検査、各種ウイルスの分離検査及び抗体検査等の感染症に関わる検査を行いました。また、遺伝子解析等を用いて、院内感染等の原因調査に協力しました。

(7) 食品衛生業務

市民の食生活の安全性を確保し、健康の保持増進に寄与するため、食品中の添加物や細菌、各種有害物質などの検査や調査研究を行っています。

ア 行政検査

(7) 食品添加物等の検査

全市一斉検査などで収去した食品 463 検体について検査を行いました。その結果、違反は 2 件あり、表示違反が 1 件、成分規格違反が 1 件でした。

また、食品への異物混入など、苦情品等の理化学検査を 65 検体行いました。

(イ) 食品細菌等の検査

食品製造所や販売所等から収去された各種の食品等 458 検体について、主として食品衛生法に基づいた細菌検査を行いました。違反はアイスクリーム類の成分規格に違反するものが 1 件、衛生規範に不適合であったものが 6 件ありました。

(ウ) 遺伝子組換え食品検査

市内流通のトウモロコシ加工品 10 検体、コメ加工品 10 検体について定性検査を行いました。穀類加工品で 1 検体検知不能でしたが、その他は全て陰性でした。また、大豆穀粒 10 検体について定量検査を行いました。混入率が 5%を超えるものはありませんでした。

(エ) アレルギーを含む食品検査

特定原材料 7 品目(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)のうち、卵 87 検体、乳 60 検体、小麦 36 検体、計 183 検体についてスクリーニング検査(E L I S A法)を行いました。このうち乳 2 検体が陽性でした。

スクリーニング検査陽性の乳 2 検体について確認検査を行ったところ、ウエスタンブロット法で陽性でした。

(オ) ヒスタミン検査

魚介類及び魚介類加工品 20 検体について検査を行いました。その結果、検出されたものはありませんでした。

(カ) 残留農薬検査

市内流通の国内産農産物 29 種 119 検体、輸入農産物 1 種 2 検体、野菜冷凍食品 1 種 1 検体、加工食品(ヘンプシードオイル) 1 種 5 検体の計 127 検体(延べ 12,453 項目)を検査しました。その結果、ヘンプシードオイル 5 検体全てからトリチコナゾールが 0.14~0.15ppm 検出され、一律基準

(0.01ppm)を超えていたため、規格基準違反となりました。また、検出された農薬は延べ75項目でした。

(キ) PCB及びメチル水銀検査

中央卸売市場に入荷した魚介類10検体についてPCB検査を行いました。その結果、検出されたものはありませんでした。

また、中央卸売市場本場食品衛生検査所で行った魚介類の総水銀検査の結果、ハチビキ1検体が暫定的規制値を超えていたため、当所でメチル水銀の検査を行いました。その結果、メチル水銀が0.43ppm(水銀として)検出され、暫定的規制値(0.3ppm(水銀として))を超えていました。

(ク) 残留動物用医薬品検査

収去品及びインターネット買取品の魚介類、肉類、鶏卵、牛乳及びはちみつの計149検体について動物用医薬品検査を行いました。その結果、ヒラメ1検体からオキシテトラサイクリンが0.04ppm検出されましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

(ケ) アフラトキシン検査

市内流通食品10検体について検査を行いました。その結果、検出されたものはありませんでした。

(コ) 放射性物質検査

市内産の農産物22種25検体、水産物16種60検体、原乳4検体、市内量販店流通食品32検体、小学校給食(穀類177検体、あずき水煮1検体、牛乳175検体及び発酵乳4検体)357検体の計478検体について放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)の検査を行いました。その結果、市内産農産物4検体から放射性セシウムが検出されましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

(カ) 食品への昆虫等の混入検査

食品への異物混入について医動物検査を3件行いました。

(シ) 寄生虫の検査

ヒラメに寄生するクダアセプトンククタータの収去検査を5検体行い、すべて陰性でした。

(ス) 器具及び容器包装の検査

プラスチック食器等30検体について検査を行いました。その結果、材質試験、溶出試験共に違反はありませんでした。

(セ) 薬事検査

薬事検査は医療安全課の試買や自主検査等による医薬品、化粧品及びいわゆる健康食品について、174件、延べ1,740項目の検査を実施しました。

イ 依頼検査

平成29年度の実績はありませんでした。

(8) 生活環境業務

ア 行政検査

(ア) 水質検査

水道法等に係る行政検査、水質事故の際の異臭・異物鑑定と水質検査を行いました。また、公衆浴場法、旅館業法等に係る検査では水質基準項目に加えて健康に関する項目や消毒効果に影響を及ぼす項目の検査を行いました。また、環境省の依頼を受けた水浴に供される公共用水域の水質調査を行いました。検査件数は75試料1,379項目でした。

健康危機管理の一環として、レジオネラ症患者の感染原因を究明するため、自宅及び利用施設の浴槽水等276検体の水質検査を行いました。

(イ) 家庭用品検査

家庭用品に含まれる有害化学物質による健康被害を未然に防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、ホルムアルデヒド等の有害化学物質の検査を行いました。検査は行政検査が主体で、そのほか家庭用品業務に関連した自主検体など合わせて195検体、延べ検査項目数2,240件の試験検査を行いました。

(ウ) 環境衛生検査

安全で快適な生活環境を確保するため、新築公共建築物及び高齢者福祉施設に対する室内空気質調査などを実施しました。取り扱った延検体数は268検体、延検査項目数は3,660件でした。

(エ) 衛生動物検査

福祉保健センター等を介して依頼された不快感を与える昆虫等の検査では、ハチ目が最も多くみられました。害の有無やその駆除法を指導しました。また、感染症媒介蚊対策（市内の蚊類生息状況調査及び感染症サーベイランス事業）の一環として、市内の公園及び港湾地区等の25か所において捕獲された蚊成虫の同定を行いました。

イ 依頼検査

(7) 水質検査

平成29年度は実績がありませんでした。

(イ) 衛生動物検査

平成29年度は実績がありませんでした。

(9) 調査研究

ア 応募型調査研究

応募型調査研究は、より行政ニーズを反映させるために、また、福祉保健センター等関係機関との連携を深めるために、所内で研究課題を公募し、調査研究評価委員会を開催して課題選定と研究成果を評価します。平成29年度は以下の2課題を実施しました。

- ・ 水平伝達されたカルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）の bIa_{NDM-5} 保有 IncX3 プラスミド解析
- ・ 高齢者施設における室内空気環境の実態について

(10) 研修指導

ア 課題持込型研修

福祉保健センター・検査所等が実施する調査研究を解決する目的で、衛生研究所の専門性を生かし、個別に課題を支援していくことを目指した課題持込型研修を実施しています。平成29年度は、次の2つの研修課題について研修を実施しました。

- ・ 公園等における蚊類及びマダニ類の生息状況調査
- ・ 病原物質（ノロウイルス等）の回収率の高い拭き取り方法の検討

イ 地域保健事業支援研修

地域保健関係者を対象に、研修指導を実施しています。平成29年度は、次の2つの研修テーマについて研修を実施しました。

- ・ 昆虫類の同定について
- ・ 神奈川県警所有の検知資機材による生物剤等の検知訓練及び性能確認について

ウ 衛生技術研修会（施設公開時の特別講演）

衛生研究所の施設公開に併せて、次のテーマで特別講演を開催しました。

- ・ がんから身を守ろう！

エ 衛生技術研修会（特別講演）

外部専門家を招き、公衆衛生に携わる職員等の知識、技術のレベル向上を図るために、次のテーマで研修を実施しました。

- ・ ヒトを対象とする研究の倫理 保健科学研究を中心として

オ 講師派遣

行政機関・学校関係からの依頼により講演会での職員の講師派遣を行っています。平成29年度は、大学等での講義において、職員8人を12施設に対し講師派遣しました。

(11) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務

ア 区局の健康福祉分野における疫学調査分析を支援し、より正確な根拠に基づいた施策立案やその評価を可能にすることを目的として、平成23年度から疫学調査・分析事業の大幅な機能強化を図っています。平成29年度の疫学調査・分析依頼件数は、26件でした。また、これらの依頼への対応を通じて、分析を行う職員の技術向上も図ることができ、扱うデータも大規模なものが増えています。さらに、よこはま健康アクション推進事業の一環である、ヘルスデータの活用についても、重要な役割を担っています。

イ WEBページによる情報提供

インフルエンザを始めとする各種感染症の発生状況等を市民、医療機関等に速やかにわかりやすく提供するため、衛生研究所WEBページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/>）を開設しており、平成20年4月に構成の再構築やデザインの一統を行い、一新しました。平成29年度の総アクセス数は1,611,588件（データ提供：市民局広報課）でした。

ウ 感染症発生動向調査

市内の感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講じることを目的として感染症発生動向調査を行っています。市内の医療機関から報告を受けた感染症患者情報を収集し、専門家による横浜市感染症発生動向調査委員会で解析して市民、医療機関等に情報提供を行っています。また、市内の感染症発生状況を取りまとめ「横浜市感染症発生動向調査事業概要平成 28 年(2016 年)」を発行し、定点医療機関等に配付するとともに WEB ページに掲載しました。

臨時情報の提供では、サーベイランスの情報に基づき、「横浜市インフルエンザ流行情報」を 16 回、各臨時情報、「手足口病」を 6 回、「RS ウイルス感染症」を 1 回発行しました。

エ 「検査情報月報」の編集発行

当所で行った試験検査、調査研究について、毎月「検査情報月報」を編集発行して関係機関に提供するとともに WEB ページに掲載しています。また、その中の感染症関連記事等を「衛生研究所からの情報提供」として市内医療機関、横浜市医師会地域保健事業部会及び横浜市感染症発生動向調査委員会に情報提供しています。

オ オンライン情報検索システムの運用

市民や行政が求める公衆衛生に関する情報を的確に収集し提供するため、オンライン情報検索システムを運用しています。平成 29 年度の検索件数は、1 件でした。

(12) 食品検査の信頼性確保

食品検査の信頼性を確保するために、本市では、21 施設（健康福祉局食品衛生課食品専門監視班及び区福祉保健センター生活衛生課など）の収去部門と 3 施設（衛生研究所・食肉衛生検査所・中央卸売市場本場食品衛生検査所）の検査部門の内部点検を実施しています。また、検査部門における外部精度管理調査の参加計画の策定及び内部精度管理結果の評価を行い、検査の精度の向上に努めています。

ア 内部点検

収去部門について、健康福祉局食品衛生課食品専門監視班と区福祉保健センター生活衛生課など 21 施設の点検を実施しました。

- ・食品の種類又は検査項目ごとに行う点検

検査部門について、衛生研究所、食肉衛生検査所及び中央卸売市場本場食品衛生検査所の 3 検査施設の点検を実施しました。

- ・事業年度開始時に行う点検
- ・食品の種類又は検査項目ごとの点検
- ・内部精度管理にともなう点検
- ・外部精度管理調査にともなう点検

イ 外部精度管理調査

3 検査施設は、第三者機関の（一財）食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けています。平成 29 年度は各検査施設において、食品添加物、動物用医薬品や菌数測定などの延 11 検査項目に参加しました。

ウ 内部精度管理

検査の精度を適正に保つために検査部門で精度管理を実施しています。

(7) 理化学検査

保存料や残留農薬検査等における回収率と変動係数等のデータ

(4) 微生物検査

生菌数測定検査における回収率と変動係数等のデータ及び細菌同定検査のデータ

(13) 病原体等検査の信頼性確保

病原体等検査部門（微生物検査研究課）が作成した標準作業書に基づき、病原体等検査及び信頼性確保試験の内部点検を実施しました。

また、国立感染症研究所が実施した外部精度管理調査に参加しました。

(14) 水質検査の外部精度管理調査

厚生労働省及び神奈川県の主催する水道水検査の外部精度管理調査に参加しました。

(15) 横浜市衛生研究所倫理審査委員会の開催

「横浜市衛生研究所倫理審査要綱（平成 18 年 12 月 4 日施行）」に基づき開催しました。

平成 29 年度開催状況：1 回（平成 29 年 9 月 7 日）

17 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「動物保護収容」業務に大別することができます。

1 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

(1) 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、犬・猫のしつけ方教室の開催や啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しました。

動物愛護普及啓発事業

年 度	幼稚園・保育園		学校関係		町内会等		飼い主		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 27 年度	1	46	12	1,300	95	10,292	55	3,317	78	7,326
平成 28 年度	-	-	8	696	124	11,065	54	2,616	79	5,947
平成 29 年度	2	118	9	958	142	13,908	56	1,910	79	11,523

動物愛護センター普及啓発事業

平成 27 年度	104 回	平成 28 年度	163 回	平成 29 年度	123 回
	22,583 人		4,906 人		15,604 人

(2) 特定動物の飼養又は保管許可

法律で定める「特定動物」を飼養又は保管する場合には、市長の許可が必要です。本市では市内 3 動物園で合計 35 種類 186 頭の特定動物が飼養されているほか、サル 2 件 5 頭、ワニ 8 件 14 匹、クマ 1 件 1 頭、ヘビ 16 件 30 匹、カメ 7 件 12 匹、大型ネコ 5 件 9 頭、ワシ 1 件 1 羽、トカゲ 4 件 5 匹が飼育されており、飼育施設の調査・確認を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

(3) 動物取扱業の登録

法律で業種単位での登録が義務づけられている動物取扱業者について、飼養施設の確認検査、指導等を実施しました。

動物取扱業の登録数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

事業所数	業種別登録数						
	合計	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養
1,326	1,696	398	987	44	207	55	5

(4) 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は 99 件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬 105 頭、野犬等 16 頭で、被害者は成年 92 人、未成年 30 人でした。

市民には、今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、犬の適切な飼育管理について飼い

主への指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

犬による咬傷事故件数

	届出 咬傷事故 事件数	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
		合計	飼い犬	野犬等	合計	係留中 犬舎等に 等	運動中 係留して	放し飼い	その他
平成 27 年度	89	115	98	17	115	10	66	13	26
平成 28 年度	107	118	115	3	118	14	61	10	33
平成 29 年度	99	121	105	16	121	12	52	11	46

	被害者数					犬検診数			
	合計	成年		未成年		合計	センター 福祉保健	センター 動物愛護	開業 獣医師
		飼い主 家族	その他	飼い主 家族	その他				
平成 27 年度	113	—	82	—	31	92	6	1	85
平成 28 年度	119	2	89	2	26	105	—	—	105
平成 29 年度	122	4	88	3	27	95	—	—	95

(5) 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にありますが、依然として「ふん尿による被害」の割合が大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

近年増加している多頭飼育が原因となる苦情は 30 件でした(再掲)。

また、飼えなくなった犬の引取りは 107 頭でした。

犬の苦情等

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
苦情等内容件数 (合計)		2,792	2,488	2,005
内 訳	野犬等保護	157	141	120
	放し飼い	124	76	101
	ふん尿	1,435	1,410	1,202
	鳴き声	281	221	232
	身体・器物の被害	110	103	110
	不適切な取扱い・虐待	48	73	67
	登録・注射に関すること	372	305	78
	その他	265	159	95
措置件数		3,042	2,946	2,592
内 訳	指示票	202	154	183
	通知書	1	1	-
	勧告	-	-	-
	措置命令	-	-	-
	その他	2,839	2,791	2,409
失踪犬・保護犬の問合せ		1,032	885	833
飼育相談		429	279	1,421
飼い犬引取り頭数 (合計)		87	44	107
内 訳	成犬	87	41	95
	子犬	-	3	12

(6) 猫等の苦情

各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

猫等の苦情

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
苦情等受付件数 (合計)		3,202	2,875	1,915
内 訳	飼 い 猫	279	314	176
	飼 い 主 不 明 猫	2,861	2,505	1,678
	飼 育 動 物	62	56	61
	飼 い 主 不 明 動 物	-	-	-
苦情等内容件数 (合計)		3,730	3,252	2,341
内 訳	ふ ん 尿	1,075	867	744
	臭 気 ・ 羽 毛	78	77	67
	鳴 き 声	86	68	47
	身 体 ・ 器 物 の 被 害	92	71	87
	不 適 切 な 取 扱 い ・ 虐 待	84	81	67
	収 容 に 関 す る 相 談	989	1,013	754
	そ の 他	1,326	1,075	575
飼育相談		362	204	1,537
措 置 件 数	指 示 票	28	17	16
	通 知 書	-	-	-
	勸 告	-	-	-
	措 置 命 令	-	-	-
	そ の 他	3,526	3,200	2,525

(7) 猫の不妊去勢手術推進事業

飼い主のいない猫 4,098 頭を対象に、1 頭当たり 5,000 円を補助することにより不妊去勢手術を推進しました。その結果、オス 1,871 頭、メス 2,227 頭の不妊去勢手術が行われました。なお、飼い猫及び飼い猫にする猫については、平成 29 年度から対象外となりました。

(8) マイクロチップ装着推進事業

市民の飼養する犬及び猫を対象として、1 頭あたり 1,500 円を補助することにより、マイクロチップの装着を推進しました。その結果、犬 100 頭、猫 301 頭にマイクロチップが装着されました。

2 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き狂犬病に注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図るとともに、市民の利便性を考慮し、定期集合注射会場を 202 か所設けました。

狂犬病予防事業実績

	登録頭数 (年度末)	登録申請数				鑑札再交付数	定期集合狂犬病 予防注射実施数	注射済票交付数		
		合計	鑑札交付数	減免措置数	無償交付数			合計	済票交付数	減免措置数
平成 27 年度	180,033	13,429	12,104	122	1,203	1,001	24,027	136,667	136,435	232
平成 28 年度	178,302	12,091	10,730	101	1,260	1,040	22,248	133,583	133,347	236
平成 29 年度	177,016	12,301	10,879	95	1,327	1,012	20,452	133,472	133,269	203

3 動物の保護収容

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼えなくなった犬・猫、飼い主がわからない犬・猫の引取りを行い、また、傷病の犬・猫等の治療を行いました。

収容した動物については、ウェブサイトにて情報を掲載し、飼い主への返還率の向上を図るとともに、動物の性格、適性を判断した上で、不妊去勢手術及びマイクロチップの装着を実施し、可能な限り希望者への譲渡を推進します。

動物保護収容実績

(単位：頭)

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫	その他	
収容総数	324	1,372	16	271	1,306	8	294	1,179	9	
内収容 訳数	飼い主不明	219	797	-	204	710	-	176	588	-
	捕獲	11	-	-	19	-	-	6	-	-
	飼えなくなった	87	87	-	44	96	-	107	185	-
	負傷	7	488	16	4	500	8	5	406	9
返還	172	17	1	165	15	2	138	16	1	
譲渡	110	519	9	76	521	4	101	483	2	
安楽死処分	40	514	3	36	404	-	29	387	3	
自然死	2	109	-	-	134	1	4	116	-	
死体搬入	3	209	3	3	225	1	-	179	-	

※収容後、動物愛護センターで出産した頭数を含む。

18 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、受水槽利用施設、特定建築物、家庭用品等の衛生対策を始めとして、ねずみ・昆虫等の駆除指導業務など多岐にわたっています。

1 環境衛生

(1) 環境衛生監視指導事業

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、海水浴場等に関する条例、えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行っています。

環境衛生営業関係施設数

	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 ・ 畜 舎 等
平成 27 年度	11,962	374	87	336	1,806	4,215	1,983	2,732	161	64	204
平成 28 年度	12,013	374	86	331	1,783	4,337	1,937	2,732	157	64	212
平成 29 年度	11,891	377	87	318	1,750	4,349	1,845	2,732	155	65	213

ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は、477 件 (8.1%減)、廃止届出の件数は、583 件 (26.2%増)、その他変更届等の届出件数は、1,753 件 (5.4%減) でした。

環境衛生営業関係施設の届出等件数

	総数	許可申請 件数	廃止届出 件数	変更届出 件数	その他の届出 等件数
平成 27 年度	2,682	490	460	1,427	305
平成 28 年度	2,834	519	462	1,453	400
平成 29 年度	2,813	477	583	1,422	331
(施設内訳)					
旅 館	135	13	10	73	39
興 行 場	15	2	1	12	0
公 衆 浴 場	313	10	19	92	192
理 容 所	264	52	85	120	7
美 容 所	1,554	307	293	945	9
ク リ ー ニ ン グ 所	324	66	158	95	5
墓 地 ・ 火 葬 場 等	45	9	2	3	31
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	51	3	5	41	2
温 泉 掘 削 ・ 利 用 等	50	5	1	10	34
化 製 場 ・ 畜 舎 等	51	10	9	31	0
クリーニング師免許 申請等*	12	-	-	-	12

*：免許の書換、再交付申請等を含む

イ 監視、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

監視、調査、相談指導及び衛生講習会の実施

	監視指導 件 数	許認可変更 調 査 件 数	そ の 他 の 調 査 等 件 数	相 談 指 導 件 数	衛 生 講 習 会 の 実 施
平成 27 年度	3,596	659	237	5,710	61 回 (1,886 人)
平成 28 年度	3,735	674	401	5,859	56 回 (1,795 人)
平成 29 年度	2,924	598	309	5,984	45 回 (1,426 人)
(施設内訳)					
旅 館	238	46	41	1,118	…
興 行 場	58	12	5	165	…
公 衆 浴 場	287	27	27	515	…
理 容 所	536	57	15	314	…
美 容 所	1,017	336	87	1,708	…
ク リ ー ニ ン グ 所	417	71	19	452	…
墓 地 ・ 火 葬 場 等	52	13	52	1,214	…
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	135	11	22	153	…
温 泉 利 用 施 設	94	12	34	254	…
化 製 場 ・ 畜 舎 等	90	13	7	91	…

ウ 環境衛生営業施設検査等

環境衛生営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

また、市内唯一の海水浴場である金沢区「海の公園」の水質検査については、海開き前(5月)1回、海水浴期間中(7月)1回の計2回実施しました。その結果、5月は、水質「B」7月は、水質「C」*でした。

*：環境省通知に基づく判定基準による。(水質「AA」、「A」を「適」、水質「B」、「C」を「可」とする。)

環境衛生営業施設検査数

	検 査 (*)	
	施設数	検体数
平成 27 年度	404	1,050
平成 28 年度	490	1,630
平成 29 年度	356	1,435
(施設内訳)		
旅 館	69	135
興 行 場	9	17
公 衆 浴 場	156	772
理 容 所	0	0
美 容 所	0	0
ク リ ー ニ ン グ 所	0	0
プ ー ル ・ 海 水 浴 場	81	346
温 泉 利 用 施 設 等	41	165

* 環境衛生営業施設に立ち入り、「現場で行った検査」及び「福祉保健センターまたは横浜市衛生研究所で行った検査」の合計件数

(2) 横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進

環境衛生業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っています。

平成 29 年度も前年度に引き続き、同協議会が実施する自主衛生管理事業（各店舗の拭き取り検査等*）に対して、検査実施方法及び検査結果に基づく改善対応についての助言等を行いました。

* 理容所、美容所、公衆浴場、旅館においては、拭き取り検査（細菌検査）、クリーニング所においては、検知管による検査（空気環境測定）を実施しました。

横浜市生活衛生協議会会員数

	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
平成 29 年度	837	747	209	70	28	1,891

2 ビル衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、施設の設置者や管理者等に対して適正な衛生管理の指導・啓発を行っています。

ビル衛生関係施設数

	特定建築物	建築物登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道	簡易給水道
平成 27 年度	1,414	467	153	7,246	7,951	12
平成 28 年度	1,411	463	148	6,972	7,779	12
平成 29 年度	1,419	454	145	6,735	7,610	12

(1) 建築物衛生対策事業

近年、建築物は大型化・高層化が進み、断熱効果の優れた気密性の高い建築物が増えており、その維持管理には極めて高度な知識と技術が要求されるようになっていきます。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）に基づく監視指導業務については、空気環境測定等科学的データに基づき監視指導を行いました。

ア 特定建築物届出施設数及び監視状況

特定建築物の届出施設数及び監視状況

年 度	対 象 施設数	使用 届出 件数	変更 届出 件数	廃止 届出 件数	立入検査	相談 件数
					監視 件数	
平成 27 年度	1,414	17	611	13	469	1,694
平成 28 年度	1,411	16	625	19	595	1,604
平成 29 年度	1,419	23	590	15	459	1,293

イ 特定建築物事前指導結果

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階から指導を行っています。

特定建築物事前指導実施状況

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成 27 年度	28	8	5	8	7	0
平成 28 年度	46	18	14	4	8	2
平成 29 年度	46	10	15	7	9	5

ウ 建築物登録業監視指導状況

建築物登録業とは、ビルの衛生管理に関する業務をビルの所有者等からの委託を受けて行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等の一定の要件を備え、横浜市長登録を受けた事業者で、業態により8業種に区分されています。これらの登録事業者に対して、平成29年度は市内167事業所の監視指導を行いました。

業種別登録事業所数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ こん虫等 防除業	建築物 環境 衛生 総合 管理業
平成27年度	467	100	31	3	9	168	29	64	63
平成28年度	463	99	30	3	8	165	30	65	63
平成29年度	454	98	29	3	8	163	30	63	60

エ レジオネラ症対策

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、浴槽設備、給湯設備、冷却塔及び加湿器など、水や温水が循環・停滞する設備で増殖します。また、レジオネラ症の患者は高齢者が多いことから、社会福祉施設、公共施設及び病院等の管理者に対して、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

なお、平成29年度は、社会福祉施設299施設、公共施設141施設及び病院101施設に対して立入調査を行い、設備の適切な維持管理について指導を行いました。

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等の受水槽を設けて飲料水を供給する施設は、受水槽の有効容量等により水道法の規制を受ける簡易専用水道及び専用水道と、横浜市簡易給水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成4年4月1日施行。以下「市条例」という。）の規制を受ける簡易給水道及び小規模受水槽水道に大別されます。

ア 簡易専用水道及び専用水道業務

これらは、受水槽の有効容量が10m³を超えるもので、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。簡易専用水道は、年1回、厚生労働大臣の登録する検査機関による管理状況の検査が、また、専用水道は水道技術管理者の選任や毎月の水質検査が義務づけられています。

簡易専用水道については、福祉保健センターが施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

専用水道については、福祉保健センターが給水設備の管理状況や水質検査計画・結果等に応じて立入指導を行っています。

簡易専用水道・専用水道の届出件数及び監視指導・検査状況

	年度	施設数	給水開始届出	廃止届出	変更届出	立入指導件数	相談件数
簡易専用水道	27年度	7,246	44	427	1,284	699	2,605
	28年度	6,972	50	311	1,095	824	1,897
	29年度	6,735	40	263	1,103	637	1,557
専用水道	27年度	153	9	3	57	144	622
	28年度	148	4	7	55	143	496
	29年度	145	7	5	52	130	448

イ 小規模受水槽水道及び簡易給水水道業務

小規模受水槽水道は受水槽の有効容量が 10m³以下の施設（専ら1戸の住宅を除く。）、簡易給水水道は井戸水を飲用している事業所や共同で飲用している施設です。これらの所有者は、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検のほか、次のことが市条例で定められています。

(ア) 管理状況の定期検査の受検

簡易給水水道、小規模受水槽水道のうち受水槽の有効容量が8 m³を超えるもの及びすべての「地下式受水槽等」の設置者に、年1回、市長の指定する検査機関による管理状況の検査が義務づけられています。

(イ) 管理状況の定期検査の結果報告

(ア)の検査受検後、結果を速やかに報告

(ウ) 自己点検の実施、報告

管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が8 m³以下で、設置形態が「床上式」又は「ピット式」）の設置者は、年1回、自ら点検を行い、結果を報告することが義務づけられています。

福祉保健センターでは、施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

小規模受水槽水道・簡易給水水道の届出件数及び監視指導・検査等状況

	年度	施設数	給水開始届出	廃止届出	変更届出	立入指導件数	相談件数
小規模受水槽水道 (>8m ³)	27年度	1,081	56※	187※	406※	68	470
	28年度	1,027	41※	215※	420※	51	366
	29年度	984	42※	201※	445※	29	274
小規模受水槽水道 (≤8m ³)	27年度	6,870	—※	—※	—※	210	841
	28年度	6,752	—※	—※	—※	200	840
	29年度	6,626	—※	—※	—※	176	541
簡易給水水道	27年度	12	0	0	7	15	41
	28年度	12	0	0	5	14	55
	29年度	12	0	0	3	13	35

※ 給水開始届出、廃止届出、変更届出件数については、小規模受水槽水道の合計数

ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」（平成4年10月1日施行）に基づき、施設の計画・設計段階で事前に指導する事前指導制度により施設の衛生の確保を図っています。

受水槽施設事前指導実施状況

年 度	指導実施施設数
平成27年度	18
平成28年度	24
平成29年度	29

3 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害の予防を目的として、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

(1) 居住衛生推進事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。平成 29 年度は 12 家庭の訪問調査を行いました。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行っています。

相談対応件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホルムアルデヒド	9	23	11
その他VOC	7	9	8
ダニアレルゲン	6	6	0
刺咬性ダニ	17	11	4
カビ	17	12	9

講習会開催状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活衛生課主催	4	4	0
他課主催（両親教室等）	39	33	19

(2) 家庭用品衛生対策事業

規制家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、有機水銀化合物、トリブチル錫化合物などの化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、基準を違反した家庭用品はありませんでした。

試験検査等の年度別推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
検査検体数	52	57	61
検査項目数	204	79	92
違反検体数	0	0	0
立入施設数	8	12	18

(3) 生活環境指導事業

福祉保健センターにおいて地域の特性や実情に応じたねずみ族、昆虫等の防除対策を行っています。

ア ねずみ族、昆虫等の相談

9,039 件相談があり 713 件の現場調査を行いました。なお、全相談数の約 56%をハチ類が占めています。

ねずみ族、昆虫等苦情相談

年 度	相談件数 (総数)	相談件数の内訳						
		ハチ類	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他
平成 27 年度	10,346	5,877	118	1,863	50	101	103	2,234
平成 28 年度	9,409	4,921	109	1,873	36	49	101	2,320
平成 29 年度	9,039	5,086	131	1,706	36	44	59	1,977

イ スズメバチ駆除対策

スズメバチ等による危害を防止し、市民の安全な生活環境を確保するため、ハチの危害や対処方法の啓発、駆除機材等の貸出しなどを行っています。

また、スズメバチの巣が作られた建物又はその土地の所有者又は管理者の特定が困難且つ緊急性が求められる等の場合は市から委託業者へ駆除を依頼しています。

スズメバチ相談件数と委託駆除件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スズメバチ相談件数	2,529	1,909	2,321
委託駆除件数	0	0	5

ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等に対し、福祉保健センター職員が現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

水害等発生時の調査件数

	平成 29 年度
調査件数	10

(4) 災害時生活用水確保事業

災害時における給水対策として、災害時に地域の方々が洗浄水などの生活用水として利用することにご協力をいただける井戸について、簡易な水質検査等を行い、検査結果が良好で利用可能な井戸を災害応急用井戸に指定しています。

災害応急用井戸の指定実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
災害応急用井戸指定のための申請件数	4	3	3
指定件数	4	3	3
指定解除申出数	68	91	66
災害応急用井戸指定件数	2,617	2,529	2,466

19 斎場、墓地及び霊堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、火葬施設として斎場4か所、埋蔵収蔵施設として墓地5か所、遺骨の一時保管施設として霊堂1か所の管理運営を行っています。

また、火葬や墓地の需要に対応するため、新たな斎場の整備や市営墓地の整備を進めています。

1 斎場の管理運営

(1) 久保山斎場

明治8年に開設、昭和2年に火葬炉11基を備えた施設に改築されましたが、老朽化により平成3年10月から改築工事に着手し、平成7年12月、火葬炉12基を備えた施設として竣工しました。

平成29年度実績 火葬件数：9,183件、休憩室使用件数：6,598件

(2) 南部斎場

平成3年9月、南部方面の火葬需要に対応するため、火葬炉10基、葬祭ホール2室を備えた施設として開設しました。

平成29年度実績 火葬件数：6,493件、休憩室使用件数：5,463件、葬祭ホール使用件数：608件

(3) 北部斎場

平成14年4月、北部方面の火葬需要に対応するため、火葬炉16基（うち予備炉2基）、葬祭ホール4室（うち2室は仕切りを外し、大ホールとして使用することが可能）を備えた施設として開設しました。

平成29年度実績 火葬件数：9,677件、休憩室使用件数：7,761件、葬祭ホール使用件数：1,238件

(4) 戸塚斎場

昭和14年に町村合併により引き継がれた施設で、昭和55年4月、火葬炉6基、小動物炉3基を備えた施設に改築しました。その後、平成2年10月、葬祭ホール2室を増設しました。

平成29年度実績 火葬件数：4,905件、休憩室使用件数：4,065件、葬祭ホール使用件数：629件
小動物焼却件数 個別火葬：2,209件、合同火葬：4,707件

(5) 民営斎場補助金

民営斎場利用者に対する市営斎場利用者との格差是正を図るため、平成7年12月から火葬料に対する補助金の交付を実施しています。

平成29年度実績 補助件数：1,912件

2 新斎場整備についての検討

超高齢社会の到来により、増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題です。そこで、新たな斎場整備について検討し、東部方面（鶴見区）への整備を決めました。

(1) 整備場所

鶴見区大黒町18-18

(2) 整備火葬炉数（予定）

16炉（予備炉1炉を含む）

(3) しゅん工年度（予定）

平成37年度

3 墓地・霊堂の管理運営

(1) 久保山墓地（明治7年開設）

総面積：126,213㎡、区画数：14,161区画

(2) 三ツ沢墓地（明治41年開設）

総面積：50,302㎡、区画数：7,286区画

(3) 日野公園墓地（昭和8年開設）

総面積：278,928㎡、区画数：14,816区画、壁面式納骨施設：450基、合葬式納骨施設：6,000体分

(4) 根岸外国人墓地（明治35年開設）

総面積：7,610㎡、区画数：1,082区画

(5) メモリアルグリーン（平成18年開設）

総面積：約61,000㎡、芝生型納骨施設：7,500区画、合葬式樹木型納骨施設：3,000体分、
合葬式慰霊碑型納骨施設：12,000体分

(6) 久保山霊堂（昭和57年改築）

家族納骨壇2,000基、焼骨短期保管施設910体、大式場、小式場

(7) 墓地管理料

メモリアルグリーンは平成18年度から、久保山・三ツ沢・日野公園墓地については平成20年度から管理料を徴収し、管理業務の財源としています。

(8) 使用者募集

平成29年度は日野こもれび納骨堂（平成30年4月1日供用開始）と久保山墓地の募集を行いました。

4 市営墓地・納骨堂の整備

市民アンケート調査や、将来人口推計により、平成29年から平成48年までの20年間で、公民合わせて約10万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加する墓地需要に対応するため、次の墓地の整備・計画を進めています。

(1) 日野こもれび納骨堂（平成30年4月1日供用開始）

- ・自動搬送式納骨施設 6,500基
- ・合葬式納骨施設 20,000体

(2) (仮称) 舞岡墓園

- ・芝生型納骨施設 6,000区画
- ・合葬式樹木型納骨施設 1,500体
- ・合葬式樹林型納骨施設 1,500体
- ・合葬式慰霊碑型納骨施設 10,000体
- ・合葬墓 1区画

(3) 旧深谷通信所における公園型墓園

- ・芝生型納骨施設 約15,000区画
- ・合葬式納骨施設 約30,000体

火葬件数

年 度	総 数	10歳以上		10歳未満		死胎児	
		市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
平成27年度	29,053	26,911	1,441	77	15	477	132
平成28年度	29,399	27,976	798	68	2	473	82
平成29年度	30,258	28,778	698	79	2	480	221

休憩室使用件数（20人用は、南部斎場・北部斎場・戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	40人用		20人用	
		市 内	市 外	市 内	市 外
平成27年度	23,507	20,957	1,076	1,426	48
平成28年度	23,522	21,499	470	1,512	41
平成29年度	23,887	21,753	394	1,705	35

葬祭ホール使用件数

年 度	総 数	市 内	市 外
平成27年度	2,522	2,514	8
平成28年度	2,515	2,504	11
平成29年度	2,475	2,461	14

小動物焼却件数（戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	市民持込					コンテナ搬入		
		個別焼却				合同焼却	合同焼却		
		50kg未満	25kg未満	5kg未満	1kg未満		資源循環	動物園	動愛
平成27年度	7,582	71	864	1,231	134	2,421	1,877	96	888
平成28年度	7,158	64	898	1,166	128	2,305	1,742	44	811
平成29年度	6,916	51	832	1,194	132	2,360	1,612	27	708

民営斎場使用料補助件数

年 度	総 数
平成27年度	1,683
平成28年度	1,799
平成29年度	1,912

久保山霊堂使用許可件数

年 度	家族納骨壇 (基)	焼骨短期保管 (体)	式場使用（時間）	
			大式場	小式場
平成27年度	326	1,072	141	598
平成28年度	292	1,104	144	770
平成29年度	428	1,096	76	755

手数料徴収事務取扱件数

年 度	斎場	墓地・霊堂	メモリアルグリーン
平成27年度	1,030	2,272	342
平成28年度	1,056	2,275	378
平成29年度	1,089	2,387	399

墓地管理料収納額と件数

年 度	久保山、三ツ沢、日野		メモリアルグリーン	
	収納額	件数	収納額	件数 (区画・体)
平成27年度	159,371,900	32,308	61,506,840	7,485
平成28年度	159,424,400	32,281	61,244,360	7,451
平成29年度	159,830,800	32,122	61,064,400	7,429

墓地使用者募集件数

年 度	久保山墓地 (区画)	三ツ沢墓地 (区画)	日野公園墓地			日野こもれび納骨堂	
			墳墓地(区画)	壁面式(基)	合葬式(体)	自動搬送式(基)	合葬式(体)
平成27年度	-	-	300	30	280	-	-
平成28年度	-	300	-	-	-	-	-
平成29年度	300	-	-	-	-	1,300	1,350

20 医療安全

横浜市では、『医療法』や『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）』などに基づく、病院、診療所、薬局等に対する許認可や監視指導を実施しています。また、安全・安心な医療を推進するため、医療安全相談窓口の運営や医療安全研修会を行っています。

1 許認可業務

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく施設の許認可事務を行っています。

医務薬務関係業態別施設数及び申請等件数

平成 30 年 3 月 31 日現在

	総 数	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所
施設数								
平成 27 年度	23,524	134	2,975	2,096	82	3,366	633	19
平成 28 年度	23,711	133	2,986	2,086	87	3,429	643	18
平成 29 年度	24,028	136	3,010	2,092	90	3,534	650	19
申請等件数								
平成 27 年度	16,909	926	3,132	882	23	1,254	58	12
平成 28 年度	18,477	854	3,193	980	24	1,150	59	5
平成 29 年度	17,782	864	3,044	973	31	1,273	68	18

	薬 局	製 薬 局 製 造 販 売 業	製 薬 局 製 造 販 売 業	医 薬 品 販 売 業	販 売 業 ・ 貸 与 業	高 度 管 理 医 療 機 器	販 売 業 ・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器	再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	毒 物 劇 物 販 売 業	特 定 毒 物 使 用 者	毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者
施設数												
平成 27 年度	1,517	124	124	749	1,583	9,041	12	1,005	5	59		
平成 28 年度	1,539	116	116	764	1,646	9,083	19	981	5	60		
平成 29 年度	1,535	111	111	780	1,669	9,230	20	968	6	67		
申請等件数												
平成 27 年度	6,073	87	35	1,971	1,237	722	16	475	2	4		
平成 28 年度	7,040	66	58	2,016	1,871	454	25	678	0	4		
平成 29 年度	7,052	54	50	1,981	1,354	516	14	490	0	0		

2 監視指導業務

(1) 医療監視指導

市内病院に対し、人員の充実状況や構造設備、医療安全に向けた取り組み状況などについて、定期立入検査（医療監視）や書類調査を行い、必要に応じて、より安全な医療の提供に向けた指導、助言を行っています。

また、有床診療所（19 床以下）と助産所に対して、稼働状況等について毎年書類調査を行うとともに、定期的に現地調査（3～5年に1回）を実施しています。

そのほか、無床診療所に対して、新規開設や移転開設等を行った際に、書類調査を行うとともに、診療内容に応じて、一部の診療所には現地調査を実施しています。

医療監視指導件数（平成 29 年度実績）

	立入検査件数	書類調査件数	行政処分件数
病 院	104	54	0
診 療 所	178	128	0
助 産 所	0	90	0

(2) 薬事監視指導

医薬品等の品質及び安全性を確保するために、薬局、医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者等の施設が医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に規定された構造設備を有するとともに、医薬品、毒物及び劇物の適正な取扱い又は管理などについて、立入検査（薬事監視）を行っています。

薬事監視指導件数

	監視件数	行政処分件数
薬 事 施 設	1,282	0
毒物劇物取扱施設	194	0

3 横浜市医療安全支援センター

横浜市医療安全支援センターでは、市民から市内の医療機関で行われている医療全般の相談・苦情を受け付ける医療安全相談窓口を設け、患者・家族と医療機関との信頼関係やコミュニケーション構築に向け支援を行っています。(平成29年度の相談件数：4,854件)

また、医療機関の従事者を対象に医療安全研修会(年3回開催)を行っています。医療安全推進協議会(年3回開催)では、医療安全相談窓口の運営方針等を審議していただいています。

相談種別 (平成29年度)

	件数
不信・苦情	1,475
相談・質問	3,275
その他	104
計	4,854

相談手段

	件数
電話	4,653
面談	48
電子メール	139
手紙・FAX	13
その他	1
計	4,854

対象機関別

	件数
市立病院	87
市大病院	93
地域中核病院	157
その他の病院	990
診療所	1,135
歯科診療所	385
薬局	63
その他	94
なし	651
不明	1,199
計	4,854

相談内容分類

	件数
医療行為・医療内容	1,584
コミュニケーション	942
医療機関の施設	45
医療情報の取扱	240
医療機関案内	433
医療費	402
医療知識等を問うもの	766
その他	442
計	4,854

処理経過

	件数
問題点の整理、情報提供	3,354
他課や関係機関紹介	1,044
対象施設等への連絡	169
立入検査担当部署へ連絡	92
その他(中断など)	195
計	4,854

<主な紹介先関係機関>

関東信越厚生局神奈川事務所
 神奈川県医療保険課
 各区役所福祉保健センター
 県歯科医師会歯科電話相談窓口
 他都市医療安全支援センター
 法律相談関係
 薬の相談窓口

など